

第75回国民体育大会（鹿児島県） 宿泊要項（案）**1 趣旨**

この要項は、第75回国民体育大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び視察員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して必要な事項を定める。

2 方針

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「市町村実行委員会」という。）は、第75回国民体育大会合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、ホテル旅館生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舍の選定、確保及び配宿等に関する業務にあたるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舍の選定及び確保

宿舍の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町村内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町村の旅館等及び研修所等、宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舍は、競技会場、練習会場までの交通状況及び環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舍は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、または近隣の宿舍に配宿する。
- (4) 1人の宿舍に要する広さは、 3.3 m^2 （2畳）以上とする。
- (5) 合同配宿本部が指定する宿舍の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下記の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
営業施設	税抜	3,000 円 ~ 15,000 円 ^{※1}	2,100 円 ~ 10,500 円 ^{※2}	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	8%	3,240 円 ~ 16,200 円	2,268 円 ~ 11,340 円	
	10%	3,300 円 ~ 16,500 円	2,310 円 ~ 11,550 円	

※1 「1 泊 2 食」料金(税抜)は 500 円刻みとする。

※2 「素泊まり」料金(税抜)は「1 泊 2 食」料金(税抜)の 70%相当 (100 円未満は切り上げ) 額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前日の 12 時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食欠食した場合の宿泊料金 (税抜)

当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額 (100 円未満切上げ) とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金 (税抜)

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額 (100 円未満切上げ) とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	2400 円 ~ 12,000 円	2,700 円 ~ 13,500 円
	税込(8%)	2,600 円 ~ 13,000 円	3,000 円 ~ 14,600 円
	税込(10%)	2,700 円 ~ 13,200 円	3,000 円 ~ 14,900 円

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者(宿舎申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ)が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。

ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精算することができる。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%	

(注) ・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・取り消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

イ 選手・監督が競技敗退後、または荒天等による競技会会期短縮の決定後において宿泊を取り消す場合は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日または競技会期短縮決定日 当日の宿泊の取消し	100%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降または競技会期短縮決定日 の翌日以降の宿泊の取消し	不要	

ウ 宿泊申し込み後、変更・取消しの申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

エ 宿泊取消料は、宿泊責任者または当該宿舎へ直接支払うものとする。

また、宿泊責任者または本人が宿泊料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2020年9月8日(火)15時から2020年9月21日(月)10時まで及び2020年9月28日(月)15時から2020年10月14日(水)10時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員及び競技役員においては、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

7 宿泊の申込み

- (1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。
ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとする。
なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。
また、選手・監督、都道府県選手団本部役員にあつては、第75回国民体育大会実施要項（以下「大会実施要項」という）に定める人員を超える宿泊申込は認めない。
- (2) インターネット等による宿泊申込は、実施要領に定める申込期限以降は受け付けず、申込期限までに宿泊申込がなかった場合は、実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国民体育大会委員会において報告する。
- (2) 入宿前の変更取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。
ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあつても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。
なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。
- (3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出のあった日時とする。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全、安心で栄養バランスが良く、豊かな自然に恵まれた鹿児島県特産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食については、大会参加者の希望により、県実行委員会または会場地実行委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。
なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当(お茶を含む)	税抜	900 円以内
	税込(8%)	972 円以内
	税込(10%)	990 円以内
その他	別途定める金額	

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
また、報道員及びその他大会関係者の宿泊等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用するものとする。

燃ゆる感動かごしま大会 宿泊要項**1 趣旨**

この要項は、燃ゆる感動かごしま大会開催基本計画に基づき、第20回全国障害者スポーツ大会の正式競技に参加する都道府県・指定都市選手団、大会役員及び競技役員等（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して必要な事項を定める。

2 方針

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、大会参加者が心身共に良好な状態で大会に臨めるよう、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

実行委員会は、鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合等の関係団体及び宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舍の選定、確保、配宿及び宿泊環境の整備に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で実行委員会に宿泊申込みのあった者とする。

- (1) 都道府県・指定都市選手団（以下「選手団」という。）
- (2) 大会役員、特別招待者、競技役員、競技補助員、実施本部員、ボランティア、視察員、報道員及びその他大会運営に参加する者で、実行委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿舍の選定及び確保

宿舍の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 宿舍は、原則として会場地市内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市内の旅館等で宿泊対象者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、近隣市内の旅館等を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

6 配宿

配宿については、次の事項に留意して行う。

- (1) 選手団の一体性に配慮し、個人競技は選手団ごとに、団体競技はチームごとに同一の宿舍に配宿するよう努める。
- (2) 移動に係る負担軽減に配慮し、参加する競技が実施される会場へ移動しやすい宿舍に配宿するよう努める。
- (3) 障害者にとって利用しやすい宿舍に配宿するよう努める。

(4) 実行委員会が指定した宿舎の変更は、原則として認めない。

なお、任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負うものとする。

7 仮設物の設置

障害者の宿泊に必要なスロープ等の仮設物を設置する必要がある場合は、当該宿泊施設と協議の上、実行委員会が設置する。

8 宿泊料金等

宿泊対象者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

① 宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。

② 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次表のとおりとする。(第75回国民体育大会宿泊料金を参考に設定)

区分	税率	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
選手団	税抜	3,000円～15,000円 ^{※1}	2,100円～10,500円 ^{※2}	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	8%	3,240円～16,200円	2,268円～11,340円	
	10%	3,300円～16,500円	2,310円～11,550円	
選手団以外の宿泊対象者		実勢料金を基本とし、別途実行委員会が定める額		

※1 「1泊2食」料金(税抜)は500円刻みとする。

※2 「素泊まり」料金(税抜)は「1泊2食」料金(税抜)の70%相当(100円未満は切り上げ)額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前日の12時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定し、欠食控除後の宿泊料金は次表のとおりとする。

① 夕食を欠食した場合の宿泊料金(税抜)は、「1泊2食」料金(税抜)の20%を控除した額(100円未満を切上げ)とする。

② 朝食を欠食した場合の宿泊料金(税抜)は、「1泊2食」料金(税抜)の10%を控除した額(100円未満を切上げ)とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
選手団	税抜	2,400円～12,000円	2,700円～13,500円
	税込(8%)	2,600円～13,000円	3,000円～14,600円
	税込(10%)	2,700円～13,200円	3,000円～14,900円
選手団以外の 宿泊対象者	宿泊料金から8(4)の欠食控除を適用した額		

(5) 休憩料金

入宿日15時以前及び出発日の10時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿泊施設の規定に基づくものとする。

(6) 宿泊取消料

宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、次表のとおりとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%	

※ 荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して宿泊取消料を決定する。

※ 取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。

(7) 宿泊料金等の支払い

宿泊料金及び宿泊取消料については、別に定める方法により、実行委員会が指定する期日までに支払うものとする。

なお、上記以外の宿泊に関する費用については、退宿時に当該宿泊施設が定める方法により支払うものとする。

(8) 適用期間

当該宿泊料金等の適用期間は、2020年10月22日(木)15時から2020年10月27日(火)10時までとする。

9 宿泊の申込み

宿泊の申込みは、次のとおり行う。

- (1) 選手団については、都道府県及び指定都市がそれぞれ宿泊申込代表者を定め、別に定める宿泊申込書により、宿泊申込代表者がインターネットにより実行委員会に申込みを行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

また、選手団以外の宿泊対象者については、各参加団体が同様に行うものとする。

- (2) 宿泊申込代表者は、宿泊申込みについて最終的な責任を負うものとする。
- (3) 宿泊申込代表者は、入宿後の宿舎と宿泊者との連絡調整のため、宿舎ごとに宿泊責任者を選定するものとする。

10 宿泊の変更及び取消し

- (1) 入宿前の宿泊の変更及び取消しは、別に定める宿泊変更・取消申込書により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに実行委員会へ行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっても、速やかに実行委員会に連絡するものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

- (2) 入宿後の宿泊の変更及び取消しは、選手団については、宿泊責任者が直接当該宿泊施設へ申し出るものとし、その効力の発生時期は当該申出があった日時とする。

また、選手団以外の宿泊対象者については、宿泊責任者又は宿泊者本人が同様に申し出るものとし、その効力の発生時期は、当該申出のあった日時とする。

11 食事

宿泊対象者に提供する食事は、安全、安心で栄養バランスが良く、豊かな自然に恵まれた鹿児島県特産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

12 その他

- (1) 宿泊施設での食事、入浴等に特別な介助を要する者の介助については、その者の所属する選手団等の責任において行うものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、宿泊業務に関して必要な事項は、別に定める。
- (3) 消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用するものとする。

燃ゆる感動かごしま大会医療救護要項

1 趣旨

この要項は、第20回全国障害者スポーツ大会開催基本計画に基づき、第20回全国障害者スポーツ大会（以下「かごしま大会」という。）における医療救護に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施業務及び分担

県委員会及び会場地委員会が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 県委員会

- ア 開・閉会式における医療救護
- イ 競技会会場及び練習会場における医療救護（準備，総括）
- ウ 県委員会主催のかごしま大会関連イベントにおける医療救護
- エ 宿泊施設における医療救護

(2) 会場地委員会

競技会場及び練習会場における医療救護（運営，管理）

4 救護所及び救護本部の設置

県委員会は、前項の業務を実施するに当たり、必要に応じて救護所及び救護本部を設置する。

5 救護班の設置

- (1) 救護所には、救護班を設置する。
- (2) 救護班は、医師，歯科医師，看護師，保健師，アスレティックトレーナー及び事務職員等により、必要に応じた班編成とする。
- (3) 救護班は、傷病者に対して応急処置を行うとともに、医療機関や関係機関等との連絡調整を行うなど、医療救護に必要な措置を行う。

6 医薬品及び救急自動車等の配備

- (1) 救護所には、必要に応じて医薬品，医療器具，AED（自動体外式除細動器），その他必要物品等を配備する。
- (2) ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- (3) 救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

7 医療費

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き，医療費はすべて受診者が負担する。

8 その他

この要項に定めるもののほか，医療救護の実施に関して必要な事項は，別に定める。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会
医療救護実施要領

1 趣旨

この実施要領は、第75回国民体育大会医療救護要項及び燃ゆる感動かごしま大会医療救護要項に基づき、第75回国民体育大会（以下「かごしま国体」という。）及び第20回全国障害者スポーツ大会（以下「かごしま大会」という。）において、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）が実施する医療救護に関して必要な事項を定めるものとする。

2 両大会の総合開・閉会式等における医療救護

(1) 救護本部及び救護所の設置並びに救護班及び移動救護班の設置

救護本部及び救護所を設置し、救護所に救護班を設置するほか、必要に応じて移動救護班を設置する。

なお、設置場所及び班の編成は、別に定める。

(2) 救護本部及び救護所の開設時間

開設時間は、かごしま国体総合開・閉会式及びかごしま大会開・閉会式の開場1時間前から終了30分後までとし、必要に応じて変更する。

(3) 救護本部、救護班及び移動救護班の業務

ア 救護本部

(ア) 救護班及び移動救護班と連絡調整を行い、医療救護業務を統括する。

(イ) 医療機関に搬送する必要がある傷病者が発生した場合は、直ちに救急自動車等の出動を要請し搬送措置を講じるとともに、傷病者の所属する都道府県本部等に連絡する。

イ 救護班

(ア) 傷病者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、処置記録兼診療依頼書（第1号様式）に所定の事項を記載する。

(イ) 医師の判断により傷病者を医療機関に搬送する必要があると認めた場合は、救護本部に連絡する。

(ウ) 医療機関へ搬送する傷病者に対し、処置記録兼診療依頼書（第1号様式）を交付する。

ウ 移動救護班

(ア) 別に定める担当区域内を巡回し、傷病者の早期発見に努める。

(イ) 傷病者を発見した場合は、応急手当を行うとともに、移動救護対応記録（第2号様式）に所定の事項を記載する。必要な場合、最寄りの救護所へ搬送する。

(4) 医療機関での受診方法及び医療費の負担

ア 傷病者は、受診の際、処置記録兼診療依頼書（第1号様式）及び医療保険の被保険者の資格を証明する証等（以下「保険証等」という。）を医療機関に提示する。

イ 医療機関は、傷病者が保険証等を提示して受診した場合は医療費の患者負担分を、提示しないで受診した場合は医療費の全額を、傷病者本人から徴収する。

(5) 事務処理

ア 救護班

救護班は、当日の業務終了後、次の書類を救護本部に提出する。

(ア) 処置記録兼診療依頼書（第1号様式）

ただし、搬送する傷病者に原本を交付した場合はその控え

(イ) 取扱傷病者一覧表（第3号様式）

イ 移動救護班

移動救護班は、当日の業務終了後、次の書類を救護本部に提出する。

(ア) 移動救護対応記録（第2号様式）

(イ) 取扱傷病者一覧表（第3号様式）

ウ 救護本部

救護本部は、大会終了後、次の書類を県委員会に提出する。

(ア) 処置記録兼診療依頼書（第1号様式）

(イ) 移動救護対応記録（第2号様式）

(ウ) 取扱傷病者一覧表（第3号様式）

(6) 救護本部及び救護所の設備並びに移動救護班の携行品等

ア 救護本部

(ア) 通信連絡体制を整備する。

(イ) その他、備え付ける物品は別に定める。

イ 救護所

(ア) 救護活動が円滑に行えるよう、効果的な場所に、適切な数の救護所を配置する。

(イ) 内部は、衛生管理に留意するとともに、外部から見えないよう配慮する。

(ウ) A E D（自動体外式除細動器）を配備する。その他、備え付ける医薬品、備品及び物品は別に定める。

なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

(イ) 通信連絡体制を整備する。

(オ) 赤十字の標章を表示し、必要な場所に案内標識を設置する。

ウ 移動救護班

(ア) A E D、携帯電話等を携行する。その他、携行する医薬品及び物品は、別に定める。

なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は携行しない。

(イ) 通信連絡体制を整備する。

(ウ) 赤十字の標章を表示する。

(7) 研修等の実施

医療救護に従事する実施本部員等を対象とした業務マニュアルを作成し、研修を実施する。

3 かごしま大会の競技会場及び練習会場における医療救護

救護所の設置，救護班の業務その他の医療救護に必要な事項については，上記2に準じ，当日の実施業務を分担する会場地市実行委員会等と連携して必要な医療救護体制を整備する。

また，練習会場についても，必要に応じ，競技会場に準じて整備する。

4 かごしま大会の宿泊施設における医療救護

宿舎提供者に対し，選手・監督，役員，視察員，報道員及びその他関係者が宿舎で発病・負傷した場合には，医療機関の紹介又は救急自動車の出動要請等を行うとともに，速やかに県実行委員会に報告するよう周知徹底を図る。

5 県委員会主催の両大会関連イベントにおける医療救護

内容に応じ，必要な医療救護体制を整備し，実施する。

6 救急医療体制の整備

関係団体等と連携し，傷病者が円滑に医療機関を受診できるよう救急医療体制を整える。

7 その他

(1) 服装

服装は，医療救護関係者であることが分かるよう配慮する。

(2) 医療救護関係者の留意事項

ア 傷病者の状況を記録し，関係者からの問い合わせに支障のないよう配慮する。

イ 医療機関に搬送した傷病者については，その後の症状経過を把握するよう努める。

ウ 傷病者のプライバシーの保護に努める。

(3) 総合リハーサルにおける医療救護

上記2に準じて実施する。

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所	救護所	発行番号	No.							
発症場所		発行日時	年 月 日 ()							
	式典中・競技中・観戦中・移動中 その他 ()		午前・午後 時 分頃							
傷病者情報	ふりがな 氏名	参加区分	選手・監督・役員・観客 その他 ()							
	生年月日	競技名								
	他	会場名								
	住所	都道府県名 ()	宿舍名							
	連絡先	(TEL : - -) (携帯 : - -)	付添人(続柄)	(携帯 : - -)						
			保険証所持の有無	有 ・ 無						
応急処置の内容	傷病内容	胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 眼症 耳症 歯牙外傷 打撲 捻挫 骨折 脱臼 筋腱断裂 挫創 切創 裂創 その他 ()								
	受傷部位									
	発症(事故)原因									
	バイタルサイン等	体温	℃	脈拍	/min	血圧	/	mmHg	SpO2	%
	処置内容	処置時間：午前・午後 時 分								
	使用医薬品									
	現病歴	(服薬)								
	既往歴									
	備考									
	搬送	有 ・ 無								
救護所医師等氏名										

搬送先医療機関 担当医 様

(燃ゆる感動かごしま国体・燃ゆる感動かごしま大会)において発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

年 月 日
燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会
会長 ○ ○ ○ ○

※ 本書を医療機関に送付すること並びに搬送先医療機関から、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

患者同意欄 (サイン)

F A X 送 信 票

年 月 日

宛 先	燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会 医療救護担当 宛 F A X : 0 9 9 - 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇	
発信者名 (ゴム印可)	医療機関名 住所 T E L :	担当者 (所属) (氏名) F A X :

※ 下記の診療内容欄に記入後、この用紙(裏面)のみを燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会事務局までFAXで送信いただきますようお願いいたします。
(本紙の記入は医師以外の方が記入しても構いません。)

搬送先医療機関における診察状況	
傷 病 名	
治 療 内 容 使用医薬品	
そ の 他	診療医師名 : _____

【救護所で記入】

取扱救護所	救護所	診療依頼書発行番号	No.
-------	-----	-----------	-----

移動救護（ ）対応記録

年 月 日（ ）

No.	時間	場所	区分	傷病者 情報	傷病 内容	対応
			選手 監督 役員 観客 式典出席者 他（ ）	(氏名) 男・女 (住所) (TEL)		
			選手 監督 役員 観客 式典出席者 他（ ）	(氏名) 男・女 (住所) (TEL)		
			選手 監督 役員 観客 式典出席者 他（ ）	(氏名) 男・女 (住所) (TEL)		
			選手 監督 役員 観客 式典出席者 他（ ）	(氏名) 男・女 (住所) (TEL)		
			選手 監督 役員 観客 式典出席者 他（ ）	(氏名) 男・女 (住所) (TEL)		

取扱傷病者一覧表

取扱救護所： _____ 救護所

年 月 日 ()

区分		救護班及び移動救護班取扱傷病者数						医療機関搬送者の数					
		選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃腸障害	男												
	女												
感冒	男												
	女												
貧血	男												
	女												
頭痛	男												
	女												
熱中症	男												
	女												
疲労	男												
	女												
眼症	男												
	女												
耳症	男												
	女												
歯牙外傷	男												
	女												
打撲	男												
	女												
捻挫	男												
	女												
骨折	男												
	女												
脱臼	男												
	女												
筋腱断裂	男												
	女												
挫・切・裂創	男												
	女												
その他	男												
	女												
合計	男計												
	女計												
合計													

燃ゆる感動かごしま国体
会場地市町村医療救護業務推進指針

1 目的

この指針は、第75回国民体育大会医療救護要項に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」（以下「大会」という。）において会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が実施する医療救護の基本的事項を定めることにより、業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施体制

会場地委員会は、医療救護業務を実施するため、競技会場に救護所を設置する。また、必要に応じて救護本部を設置し、医療救護業務を総括する。

3 関係機関との連携

会場地委員会は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）と相互に連携を図るとともに、医療機関、地元消防署、その他の関係機関等の協力を得て業務を実施する。

4 実施業務

会場地委員会が行う医療救護業務は、次のとおりとする。

(1) 体制の整備

ア 救護班の編成

- (ア) 医療救護業務を実施するにあたり、救護班を編成する。
- (イ) 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー及び事務職員等により、必要に応じた編成とする。
- (ウ) 救護班に従事する医師、看護師等の編成については、競技の特性を踏まえ、競技団体と協議の上、医療機関及び関係団体等の協力を得て行う。

イ 救護所の設置

- (ア) 救護所は、救護活動及び競技に支障のないよう、競技会場の適切な場所に配置する。
- (イ) 救護所出入口付近に、救護所を明示する看板等を設置する。
- (ウ) 救護所内部は、衛生管理に十分留意するとともに、外部から見えないよう配慮する。
- (エ) 当該会場の想定来場者数や諸条件等を考慮し、必要に応じて救護所の複数配置やそれに伴う救護本部の設置、移動救護チームの編成も検討・実施する。

ウ 医薬品等の配備

- (ア) 救護所には、当該会場の競技特性等を勘案の上、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要な物品を配備するとともに、電話、ファクシミリ等通信機器、コピー機等を配備する。
- (イ) ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

エ 救急搬送体制の整備

- (㉞) 地元消防署と協議し、必要に応じ、競技会場に救急自動車等を配備する。
- (イ) 医療機関に搬送する必要がある傷病者の発生に備え、傷病者の受入が円滑に行われるよう予め医療機関に協力を要請し、搬送先を確保する。

オ その他

- (㉞) 医療救護業務従事者向けのマニュアルを作成するとともに、必要に応じて研修を実施する。
- (イ) 赤十字標章を使用する場合は、事前に日本赤十字社鹿児島県支部の許諾を得ることし、県委員会を通じて必要な手続を行う。
- (ウ) 医療救護の実施に当たっては、最寄りの医療機関等を適切に活用することとし、医師の配置は、競技運営の必要性及び会場地周辺の医療事情を勘案し、必要に応じて行うものとする。

(2) 競技会場における医療救護

ア 応急処置

- (㉞) 傷病者が発生した場合は、応急処置を行うとともに「処置記録兼診療依頼書」（参考様式第1号）に所定の事項を記載する。
- (イ) 傷病者を医療機関に搬送する必要があると認められる場合には、救急自動車等の出動を要請するなどの措置を講じるとともに、会場地委員会に報告する。
- (ウ) 医療機関に搬送する傷病者に対し、「処置記録兼診療依頼書」（参考様式第1号）を交付する。

イ 記録・報告

- (㉞) 救護班は、医療機関に搬送した傷病者のその後の症状、経過を把握するよう努める。
- (イ) 救護班は、当日の業務終了後、「取扱傷病者一覧表」（参考様式第2号）を作成し、「処置記録兼診療依頼書」（参考様式第1号）とともに会場地委員会に提出する。

(3) 練習会場及び会場地委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

練習会場及び会場地委員会主催の大会関連イベントにおいても、救護対策に万全を期すよう努める。この場合において、救護業務の内容は、競技会場における救護業務に準じて実施する。

(4) 宿泊施設における医療救護

ア 宿泊施設の責任者に対する周知徹底

傷病者が発生した場合、必要に応じて救急自動車等の出動要請や最寄りの医療機関の紹介を行うとともに、会場地委員会に報告するよう宿泊施設の責任者に対し周知徹底を図る。

イ 搬送情報の把握

傷病者が医療機関に搬送された場合、宿泊施設の責任者又は傷病者の関係者

から、傷病者の住所、氏名、性別、年齢及び参加区分、傷病の発生時間、発生場所、発生原因及び現在の状況、搬送先の医療機関及び搬送方法等必要な事項を確認する。

5 県実行委員会への報告

- (1) 大会期間中に入院患者が発生した場合は速やかに「入院患者発生速報」（参考様式第3号）により、県委員会に報告する。
- (2) 全競技終了後、「取扱傷病者一覧表」（参考様式第2号）を競技会場ごとにとりまとめ、県委員会に報告する。

6 その他

この指針に定めるもののほか、必要な事項は会場地委員会が別に定める。

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所	救護所	発行番号	No.						
発症場所	式典中・競技中・観戦中・移動中 その他()	発行日時	年 月 日 ()						
			午前・午後 時 分頃						
傷病者情報	ふりがな氏名	_____ 男・女	参加区分	選手・監督・役員・観客 その他()					
	生年月日	M・T・S・H	競技名						
	他	____年____月____日生 ____歳	会場名						
	住所	都道府県名()	宿舍名						
	連絡先	(TEL : - -) (携帯 : - -)	付添人(続柄)	(携帯 : - -)					
			保険証所持の有無	有 ・ 無					
	応急処置の内容	傷病内容	胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 眼症 耳症 歯牙外傷 打撲 捻挫 骨折 脱臼 筋腱断裂 挫創 切創 裂創 その他()						
受傷部位									
発症(事故)原因									
バイタルサイン等		体温	℃	脈拍	/min	血圧	/ mmHg	SpO2	%
処置内容		処置時間：午前・午後 時 分							
使用医薬品									
現病歴		(服薬)							
既往歴									
備考									
搬送		有 ・ 無							
救護所医師等氏名									

搬送先医療機関 担当医 様

(燃ゆる感動かごしま国体) において発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

年 月 日
燃ゆる感動かごしま国体 ○○○○ 実行委員会
会長 ○ ○ ○ ○

※ 本書を医療機関に送付すること並びに搬送先医療機関から、燃ゆる感動かごしま国体○○○○実行委員会に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

患者同意欄 (サイン)

F A X 送 信 票

年 月 日

宛 先	燃ゆる感動かごしま国体 ○○○ 実行委員会 医療救護担当 宛 F A X : ○○○-○○○-○○○○	
発信者名 (ゴム印可)	医療機関名 住所 T E L :	担当者 (所属) (氏名) F A X :

※ 下記の診療内容欄に記入後、この用紙(裏面)のみを燃ゆる感動かごしま国体 ○○○ 実行委員会事務局までFAXで送信いただきますようお願いいたします。
(本紙の記入は医師以外の方が記入しても構いません。)

搬送先医療機関における診察状況	
傷 病 名	
治 療 内 容 使用医薬品	
そ の 他	診療医師名 : _____

【救護所で記入】

取扱救護所	救護所	診療依頼書発行番号	No.
-------	-----	-----------	-----

取扱傷病者一覧表

取扱救護所： _____ 救護所

年 月 日 ()

区分		救護班及び移動救護班取扱傷病者数						医療機関搬送者の数					
		選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃腸 障害	男												
	女												
感冒	男												
	女												
貧血	男												
	女												
頭痛	男												
	女												
熱中症	男												
	女												
疲労	男												
	女												
眼症	男												
	女												
耳症	男												
	女												
歯牙 外傷	男												
	女												
打撲	男												
	女												
捻挫	男												
	女												
骨折	男												
	女												
脱臼	男												
	女												
筋腱 断裂	男												
	女												
挫・切・裂 創	男												
	女												
その他	男												
	女												
合計	男計												
	女計												
合計													

入院患者発生速報

年 月 日 午前・午後 時 分

宛 先	燃ゆる感動かごしま国体 ○○○ 実行委員会 医療救護担当 宛 FAX : ○○○-○○○-○○○○		
会場地実行委員会名	競技会場名	競 技 名	報告者氏名

患 者	ふりがな 氏 名 生年月日等	男 ・ 女	参加区分	選手 ・ 監督 役員 ・ 観客 その他 ()
	都道府県名	年 月 日生	競技種目	
宿 舎 名				
発 生 時 間				
発 生 場 所				
発 生 原 因 及 び 状 況				
症 状				
競 技 参 加 の 支 障 の 有 無				
入 院 先 医 療 機 関 名				
使 用 医 薬 品				
備 考				

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会
食品衛生対策実施要領

1 目的

この実施要領は、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」食品衛生対策要項及び第20回全国障害者スポーツ大会開催基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が相互に連携を図り、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（以下、「両大会」という。）における鹿児島県及び会場地市町村（以下「市町村」という。）とともに実施する食品衛生対策に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

(1) 対象となる食品提供施設

ア 宿泊施設の調理施設

両大会参加者を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

イ 弁当調製施設

両大会参加者が開・閉会式会場及び競技・練習会場等で喫食する弁当を調製する施設

ウ 仕出し料理調製施設

両大会参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理（弁当）を調製する施設

エ 既設の食品営業施設

両大会会場内の常設の飲食店等

オ 臨時食品営業施設

両大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設

カ 無料食品出店施設

両大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

キ 弁当引換所

両大会会場内に臨時的に設置される弁当の引換所

(2) 食品提供施設の把握

鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（以下、「県生活衛生課」という。）及び保健所（鹿児島市保健所も含む。以下同じ）は、以下のとおり提出される報告書等により、対象の食品提供施設を把握する。

また、県外の施設については、県委員会を通じ関係自治体へ食品衛生指導の実施及び報告を依頼する。

なお、会場地委員会は保健所に提出した計画書等の写しを県委員会に提出し、県

委員会は県委員会分と会場地委員会分を合わせて県生活衛生課へ回送する。

ア 宿泊施設の調理施設

県委員会及び会場地委員会は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会宿舍環境衛生対策実施要領で定める「営業宿泊施設利用予定報告書」及び「転用施設等使用届書」を2019年9月末日までに、管轄の保健所に提出する。（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）

イ 弁当調製施設

県委員会及び会場地委員会は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会弁当調達要項で定める「弁当調製施設名簿」を2019年9月末日までに、管轄の保健所に提出する。（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）

ウ 仕出し料理調製施設

会場地委員会は、「仕出し料理調製施設一覧表（様式第1号）」を2019年9月末日までに、管轄の保健所に提出する。（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）

エ 既設の食品営業施設

保健所は、食品営業許可台帳により対象施設を把握する。

オ 臨時食品営業施設

県委員会及び会場地委員会は、「臨時食品営業施設設置計画書（様式第2号）」を両大会開催の概ね3ヶ月前までに、管轄の保健所に提出（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）するとともに、各営業者に対し、両大会開催の概ね3ヶ月前までに、管轄の保健所に営業許可申請書を提出し、開催日までに営業許可を取得するよう指導する。

カ 無料食品出店施設

県委員会及び会場地委員会は、「無料食品出店施設設置計画書（様式第3号）」を両大会開催の概ね3ヶ月前までに、管轄の保健所に提出する。（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）

キ 弁当引換所

県委員会及び会場地委員会は、「弁当引換所設置計画書（様式第4号）」を両大会開催の概ね3ヶ月前までに、管轄の保健所に提出する。（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）

(3) 監視・指導の実施

保健所は、会場地委員会と連携し、県生活衛生課、県委員会及び公益社団法人鹿児島県食品衛生協会（以下「食品衛生協会」という。）の協力を得て、次表を目標に別紙1の内容について、別紙2に基づき監視・指導を実施する。

また、自主衛生管理の推進を図るため、鹿児島県及び鹿児島市が定める食品衛生法施行条例において規定する危害分析・重要管理点方式を用いる場合の管理運営基準（HACCP導入型基準）の適用を推進する。

対象施設	目標立入回数		指導事項	
	両大会前	両大会期間中		
	2019年度～開催年度			
ア 宿泊施設の調理施設	1～2回	必要に応じて	別紙1「食品関係施設の事業者等が遵守すべき事項」及び別紙2「食品関係施設に対する指導及び検査」のとおり	
イ 弁当調製施設				
ウ 仕出し料理調製施設				
エ 既設の食品営業施設	会場内に設置	-		1回以上
オ 臨時食品営業施設		-		1回以上
カ 無料食品提供施設		-		1回以上
キ 弁当引換所		-		1回以上

(4) 食品衛生講習会

保健所は、県委員会及び会場地委員会と連携し、食品衛生協会の協力を得て、次により食品衛生講習会を開催する。

なお、感染症予防を目的とした講習会や宿舍衛生講習会と併せて実施することができる。

ア 講習の内容

- (ア) 食中毒の予防と発生時の対応
- (イ) 従事者の健康管理（検便検査を含む。）と手洗いの徹底
- (ウ) 施設・設備の衛生管理及び食品、調理器具等の衛生的な取扱い

イ 受講対象者

対象となる食品提供施設の事業者、管理責任者又は代表者及び関係者とする。

ウ 講習会の実施方法

2019年度から両大会開催前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程及び会場の調整を行い、計画的かつ効果的に実施する。県委員会及び会場地委員会は、自らが主催する会議・説明会等と上記講習会を併せて実施するなどの協力を行う。

(5) 広報活動

県生活衛生課及び保健所は、関係機関、団体等の協力を得て、広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用し、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

3 緊急連絡体制の整備

県生活衛生課、保健所、県委員会及び会場地委員会が緊密に連携し、両大会期間中

における食中毒の発生など、緊急時に対応するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

4 食中毒等健康被害発生時の対応

- (1) 県委員会及び会場地委員会が食中毒（疑いを含む）の情報を入手した場合は、直ちに管轄の保健所に連絡する。
- (2) 両大会に関係して食中毒が発生したときは、県生活衛生課及び保健所は「食中毒調査マニュアル」に基づき速やかに対応するほか、県委員会及び関係する会場地委員会に情報提供を行う。

5 実施報告

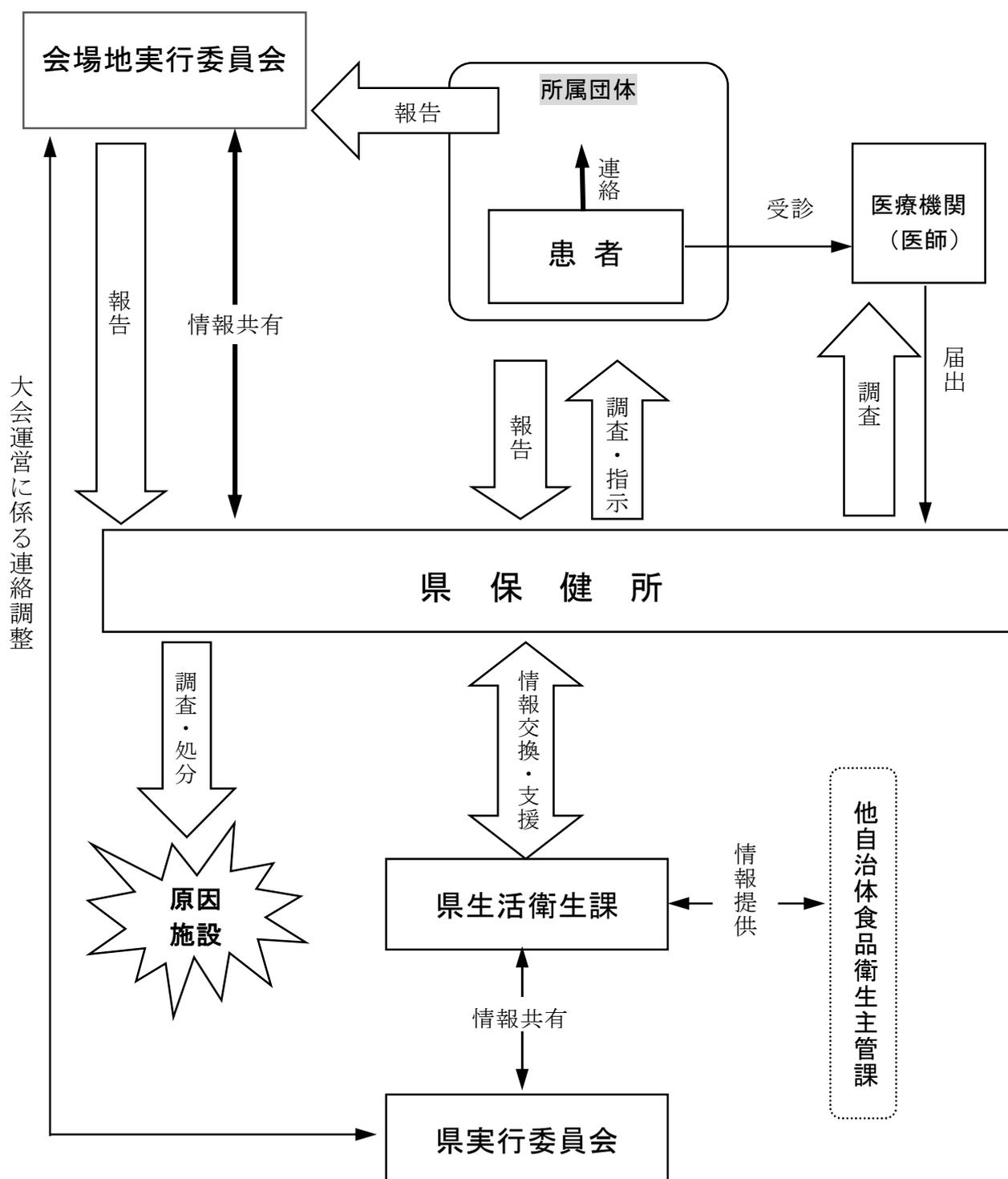
保健所（鹿児島市保健所を除く。）は、この実施要領に基づく食品衛生講習会及び監視・指導の実施結果について、「食品衛生講習会の実施報告書（様式第5号）」、「食品関係施設の食品衛生監視・指導結果報告書（様式第6号）」、「施設等の衛生状況確認検査結果報告書（様式第7号）」により、両大会終了後速やかに県生活衛生課に、鹿児島市保健所においては鹿児島市実行委員会に報告するものとする。

また、県生活衛生課及び鹿児島市実行委員会は、上記報告を速やかに県委員会に情報提供するものとする。

6 その他

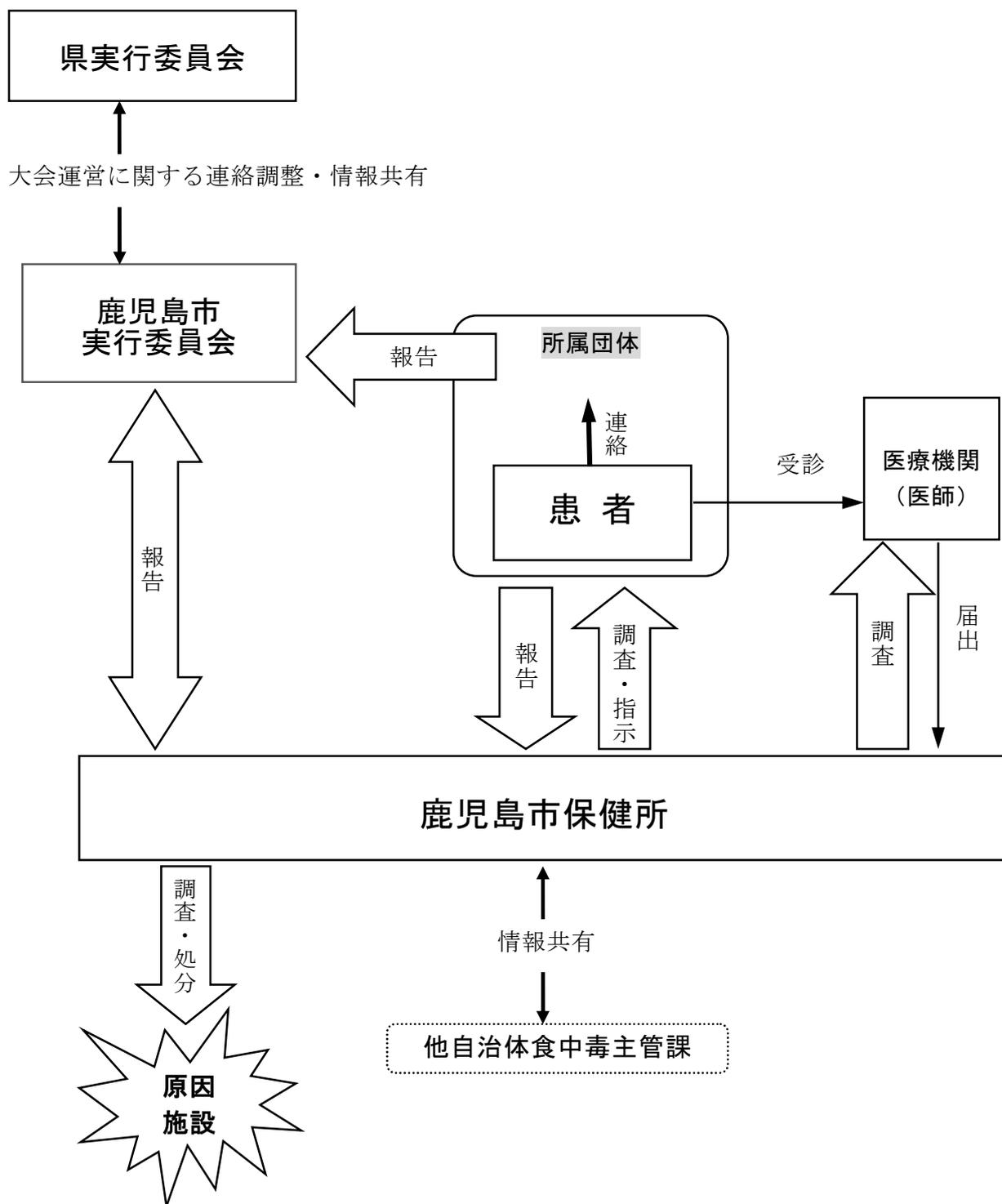
この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県生活衛生課及び鹿児島市保健所が協議の上、別に定めるものとする。

食中毒等健康危害発生時の緊急連絡体制（鹿児島市を除く鹿児島県）



- ◆ 患者発生施設又は患者所属団体は、直ちに管轄保健所及び会場委員会に報告する。
- ◆ 会場委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して食中毒に関する情報を得た場合、直ちに管轄保健所に報告する。
- ◆ 大会関係者に対して、食中毒が疑われる情報を入手した場合、患者を医療機関に受診させるとともに、管轄の保健所に連絡するように周知する。

食中毒等健康危害発生時の緊急連絡体制（鹿児島市）



- ◆ 患者発生施設又は患者所属団体は、直ちに鹿児島市保健所及び鹿児島市実行委員会に報告する。
- ◆ 鹿児島市実行委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して食中毒に関する情報を得た場合、直ちに鹿児島市保健所に報告する。
- ◆ 大会関係者に対して、食中毒が疑われる情報を入手した場合、患者を医療機関に受診させるとともに、管轄の保健所に連絡するように周知する。

臨時食品営業施設の内容(個別票)

整 理 番 号	
---------	--

1 臨時食品営業施設の名称等

名 称		設置期間	月 日 ~ 月 日
所 在 地			
営 業 者	氏 名		
	住 所		
	連 絡 先		
責 任 者 氏 名			

2 取扱品目等

No.	取扱品目	調理等の有無	販売予定数量	No.	取扱品目	調理等の有無	販売予定数量
1		有・無		8		有・無	
2		有・無		9		有・無	
3		有・無		10		有・無	
4		有・無		11		有・無	
5		有・無		12		有・無	
6		有・無		13		有・無	
7		有・無		14		有・無	

※ 設置場所の見取り図及び設備配置図を添付すること。

無料食品出店施設の内容(個別票)

整 理 番 号	
---------	--

1 無料食品出店施設の名称等

名 称		設 置 期 間	月 日 ~ 月 日
会 場 地			
代 表 者	氏 名		
	住 所		
	連 絡 先	(携帯番号)	
責 任 者 氏 名			

2 取扱品目等

No.	取 扱 品 目	調 理 等 の 有 無	販 売 (提 供) 予 定 数 量	No.	取 扱 品 目	調 理 等 の 有 無	販 売 (提 供) 予 定 数 量
1		有 ・ 無		8		有 ・ 無	
2		有 ・ 無		9		有 ・ 無	
3		有 ・ 無		10		有 ・ 無	
4		有 ・ 無		11		有 ・ 無	
5		有 ・ 無		12		有 ・ 無	
6		有 ・ 無		13		有 ・ 無	
7		有 ・ 無		14		有 ・ 無	

※ 設置場所の見取り図及び設備配置図を添付すること。

食品関係施設の食品衛生監視・指導結果報告書

年 月 日
保健所

区 分	対象施設数	延べ監視施設数	違反等発見施設数	違反等件数 (食品衛生法関係)				違反件数 (食品表示法)	処分件数			処分以外の措置件数
				施設基準	管理運営基準	衛生規範	その他	食品表示基準	営業の禁停止	改善命令等	その他	
ア	宿泊施設の調理施設											
イ	弁当調製施設											
ウ	仕出し料理調理施設											
エ	既設の食品営業施設											
オ	臨時食品営業施設											
カ	無料食品出店施設											
キ	弁当引換所											
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

施設等の衛生状況確認検査結果報告書

年 月 日
保健所

区 分	対 象 施 設 数	検 査 施 設 数	延 べ 検 査 件 数	指 導 検 査 件 数		
				大 腸 菌 群	黄色ブドウ球菌	A T P 検 査 件 数
ア	営業宿泊施設の調理施設					
イ	弁当調製施設					
ウ	仕出し料理調理施設					
エ	既設の食品営業施設					
オ	臨時食品営業施設					
カ	無料食品出店施設					
キ	弁当引換所					
合 計		0	0	0	0	0

食品関係施設の事業者等が遵守すべき事項

両大会に係る食品提供施設の事業者等は、食品衛生法第51条の規定に基づき鹿児島県が条例で定める営業施設が備えるべき基準及び同法第50条第2項に基づき鹿児島県又は鹿児島市が条例で定める営業施設において講ずべき措置の基準のほか、次の事項について遵守すること。

I 食品提供施設

ア 宿泊施設の調理施設

両大会参加者を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

イ 弁当調製施設

両大会参加者が開・閉会式会場及び競技・練習会場等で喫食する弁当を調製する施設

ウ 仕出し料理調製施設

両大会参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理（弁当）を調製する施設

エ 既設の食品営業施設

両大会会場内の常設の飲食店等

オ 臨時食品営業施設

両大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設

カ 無料食品出店施設

両大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

キ 弁当引換所

両大会会場内に臨時的に設置される弁当の引換所

II 共通の遵守事項

1 管理責任者の設置

- (1) 食品による事故を防止するため、各食品提供施設に衛生管理にあたる管理責任者を設置する。なお、食品衛生責任者を設置している場合は、その者を管理責任者とする。
- (2) 両大会開催期間中、管理責任者は別に示す様式（参考様式1号～5号）により衛生管理状況を点検し記録する。
- (3) 管理責任者は、保健所及び市町村実行委員会等が開催する食品衛生講習会を受講する。

2 調理従事者等の健康管理

- (1) 調理従事者等（食品の盛付け・配膳等、食品に接触する可能性のある者を含む。以下同じ。）は、概ね両大会開催前1か月の間に検便を受ける。なお、検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌（O157・O26・O111）については必須とし、必要に応じてノロウイルスの検便検査に努める。

- (2) 上記検便結果で陽性の場合、再検査で陰性を確認するまでは、食品に直接接触する作業に従事しない。
- (3) 管理責任者は、作業開始前に全ての従事者の健康状態（嘔吐、下痢、手指の傷等）の確認を行う。
- (4) 調理従事者等は、下痢、嘔吐、発熱等の症状がある場合や手指に化膿創がある場合は、食品に直接接触する作業に従事しない。
- (5) 調理従事者等は、感染を防止するため、日常生活の中で胃腸炎症状を呈した者の吐物や排泄物の処理を行うことを避ける。やむを得ず行う場合は、感染防止のため、次の手順またはこれと同等の効果を有する方法により適切に処理する。
 - ア 処理作業を行う前に使い捨て手袋とマスクを着用する。
 - イ 吐物や排泄物を使い捨ての布やペーパータオル等で静かに拭き取る。
 - ウ 使用した布等はビニール袋等に入れて口をしぼる。
 - エ 吐物や排泄物の汚染を受けた場所の消毒をする。（1,000ppm次亜塩素酸ナトリウム溶液に浸した布で10分間覆い、その後水拭きする。）
 - オ 手袋もビニール袋に入れて口をしぼり、廃棄する。
 - カ 作業終了後は、流水と石けんでよく手を洗う。

3 調理従事者等の服装

- (1) 調理従事者等は、清潔な外衣及び専用の履物を着用し、食品に異物混入や飛沫の汚染などのおそれがある作業を行う場合には、必ず帽子、マスク、手袋を着用する。
- (2) 調理従事者等は、腕時計、指輪、つけ爪などは外す。帽子は毛髪がはみ出ないように着用し、爪は短く清潔に保つ。

4 手洗いの徹底

- (1) 管理責任者は、石けん、消毒液、ペーパータオル等を備えた手洗い設備を常に使用できる状態にしておく。なお、手指を触れずに給水栓が開閉できる構造、40℃前後の温湯が給水される構造であることが望ましい。
- (2) 調理従事者等は、次のタイミングで手洗いを行う。
 - ア 作業開始前及び用便後
 - イ 汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する場合
 - ウ 食品に直接触れる作業にあたる直前
 - エ 生肉、鮮魚介類、卵殻等に触れた後、その他の食品や器具に触れる場合
 - オ 配膳の前
- (3) 調理従事者等は、次の手順を参考に、適切な方法で手洗いを行う。
 - ア 水で手をぬらし石けんをつける。
 - イ 指、腕を洗う。特に、指の間、指先をよく洗う。（30秒程度）
 - ウ 石けんをよく洗い流す。（20秒程度）
 - エ 使い捨てペーパータオル等でふく。（タオル等の共用はしないこと。）
 - オ 消毒用のアルコールをかけて手指によくすりこむ。
（上記4(2)で定める場合には、アからウまでの手順を2回実施する。）

Ⅲ 食品提供施設ア～エに対する個別の遵守事項

1 施設・器具の消毒

- (1) 下痢，嘔吐，発熱等の症状を呈する者が施設内（調理室，従事者用トイレ等）を汚染し，またはその疑いがある場合は，次の方法により消毒を行う。

ア 汚物が付着した場所

上記Ⅱ 2 (5)の手順により速やかに処理する。

イ 調理器具，食器等

80℃，5分間以上またはこれと同等の効果を有する方法で消毒する（厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく）。

ウ 手が触れる場所（給水栓，冷蔵庫取っ手，スイッチボタン，ドアノブ等）

200ppm次亜塩素酸ナトリウム溶液，またはこれと同等の効果を有する方法で消毒する。

エ 従事者用トイレの便器，床

1,000ppm次亜塩素酸ナトリウム溶液，またはこれと同等の効果を有する方法で消毒する。

2 加熱調理の徹底

加熱調理する場合は，食品の中心部の温度が75℃以上で1分間以上（ノロウイルスによる汚染の可能性がある食品の場合は85～90℃で90秒以上）加熱する。

3 調理済み食品の温度・時間の管理

- (1) 管理責任者は，調理から提供までの時間をできるだけ短くするよう調理計画を立てる。

- (2) 調理後，直ちに提供されるもの以外の食品は，食中毒菌の増殖を抑制するために必要に応じて冷蔵または温蔵保管する（食中毒菌の発育至適温度帯である20～50℃を避け，概ね10℃以下または65℃以上で管理）。

4 検食の保存（食品提供施設エを除く）

管理責任者は，検食を，調理済み食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ，-20℃以下で2週間以上保存すること。同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する場合は，前記の規定による保存の他に当該食品の原材料ごとに50g程度ずつ清潔な容器に入れ，-20℃以下で2週間以上保存すること。

5 記録の作成及び保管

管理責任者は，衛生管理に関する次の事項について，「衛生管理記録表」（参考様式第6号）を作成し，保管する。

- (1) 提供メニュー
- (2) 従事者の健康状況，使用水の検査結果，保冷設備の温度管理等

6 弁当の調製

- (1) 弁当の主食及び副食は，十分に放冷した後，詰め合わせる。
- (2) 弁当調達要項で定められた次の事項を弁当の容器包装に表示する。

名称，原材料名（アレルギー，遺伝子組換え等の表示を含む），食品添加物，消費期限（時刻まで），保存方法，製造所所在地・製造者名等食品表示法で規定している事項

- (3) 早期の喫食を喚起する旨，弁当の容器包装又は添付チラシ等に記載するよう努める。
- (4) 配送にあたっては，次の事項に留意し，弁当の温度を10℃以下で管理する。
 - ア 運転席等外部から荷室の温度管理（10℃以下）が可能な保冷車等を使用し運搬する。
 - イ 直射日光が当たらないように運搬する。
- (5) 弁当引換所で長時間保管されることがないよう喫食時間にあわせて納品する。

IV 食品提供施設オ，カに対する個別の遵守事項

- 1 容器
容器は，使い捨てのものを使用する。
- 2 加熱調理の徹底
店頭で調理を行う場合（かき氷等を除く）は，簡易な調理工程で最終的に十分加熱される食品に限られる。加熱調理は，中心部が75℃以上で1分間（ノロウイルスによる汚染の可能性がある食品の場合は85～90℃で90秒）以上加熱する。
- 3 調理済み食品の温度・時間の管理
 - (1) 調理から提供までの時間をできるだけ短くするよう調理計画を立てる。
 - (2) 調理後直ちに提供されるもの以外の食品は，食中毒菌の増殖を抑制するために必要に応じて冷蔵又は温蔵保管する（食中毒菌の発育至適温度帯である20～50℃を避け，概ね10℃以下又は65℃以上で管理）。

V 食品提供施設キに対する個別の衛生指導事項

- 1 弁当引換所の設置基準
 - (1) 弁当引換所は，清潔で直射日光の当たらない場所に設ける。
 - (2) 弁当引換所の設置者は，弁当引換所又は付近の使用しやすい場所に，手洗い設備を確保する。弁当引換所に確保できない場合は，アルコール噴霧式消毒器を弁当引換所に設置する。
- 2 弁当の取扱い
 - (1) 弁当の保管
 - ア 納品された弁当は，速やかに配布する場合を除き，保冷库等で保管する。
 - イ 保冷库等は常に清潔に保つとともに，隔測温度計等を設置し，冷蔵機能が保たれていることを確認する。
 - (2) 弁当の引渡し
弁当を喫食者に引き渡す際，呼びかけ，張り紙，場内放送，チラシ添付等の方法により，早期の喫食並びに持ち帰りの禁止を呼びかける。
 - (3) 弁当の廃棄
消費期限を過ぎた弁当は確実に廃棄する。

3 弁当の引換えの記録

管理責任者は、弁当の納品から引換えに関する次の事項について「弁当の引換え記録表」(参考様式第7号)により記録する。

- ア 弁当の納品時刻
- イ 庫内温度(納品時, 引換え直前)
- ウ 納品個数
- エ 製造者
- オ 消費期限
- カ 弁当の引換え時刻(開始, 終了)
- キ 引換え個数
- ク 引換え先
- ケ 廃棄時刻
- コ 廃棄個数

4 廃棄物の処理

廃棄物容器及びその周辺は、常に清潔にしておく。

食品衛生自主管理記録表 [宿泊施設の調理施設]

□大会期間中は毎日点検しましょう。

定時的に○, △, ×のチェックを行い, △, ×の項目はすぐに改善しましょう。(○良好, △不十分, ×不良)

点検項目		点検月日							メモ						
施設の管理	1	天井, 壁, 床等に破損箇所はないか。													
	2	調理室の整理整頓, 清掃は完全か。													
	3	室内の換気, 照明は十分か。													
	4	施設内に不必要な物品が放置されていないか。													
	5	ネズミ, ゴキブリ等の防止は完全か。駆除を実施しているか。													
	6	手洗い設備は使用できる状態か。また, 石けん, 消毒液, ペーパータオルを備えているか。													
給水管理	7	井戸水等の水質検査を実施しているか。また, 貯水槽は清掃しているか。													
調理器具等の管理	8	調理器具は十分洗浄殺菌するとともに, 衛生的に保管されているか。													
	9	まな板, 包丁及びふきん等はよく, 洗浄・消毒され, 食品及び用途ごとに区分して使用しているか。													
	10	冷蔵庫に温度計を備え, 常に正しく作動しているか。													
原材料及び食品の取扱	11	原材料の仕入れに当たっては, 品質, 鮮度, 日付, 表示等の点検を行っているか。													
	12	購入伝票等の保管を行っているか。													
	13	冷蔵庫内は, 10℃以下になっているか。							℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	14	冷蔵庫(冷凍)内は, 整頓され, 清潔で, 相互汚染防止のための区分け保存をしているか。													
	15	生で提供する野菜, 果物等は十分洗浄し, 必要に応じて殺菌しているか。													
	16	食品は, 中心部まで十分加熱しているか。(中心温度計で確認する)													
	17	必要以上に作り置きせず, 調理後, 速やかに提供しているか。													
	18	検食は, 適正に保管されているか。													
汚物処理	19	ゴミ容器は蓋があり, ゴキブリ等が入らないようになっているか。また清掃しているか。													
	20	掃除用具は専用の場所に保管しているか。													
	21	便所は清潔か。手洗いに石けん, 消毒液, ペーパータオルを備えているか。													
従事者の衛生管理	22	清潔な作業着, 帽子, 履物を着用し, 必要に応じてマスクをしているか。													
	23	爪を短く切り, 作業前, 用便後等は必ず手を洗っているか。													
	24	決められた場所以外で, 更衣, 喫煙, 食事をしていないか。													
	25	下痢したり, 化膿創がある者が直接食品に触れる業務に従事していないか。													
	26	健康診断(検便等)を定期的に受けているか。													
	27	家族に下痢・嘔吐の症状を呈している者はいないか。													
食品衛生責任者の印															

食品衛生自主管理記録表〔弁当調製施設、仕出し料理調製施設〕

□大会期間中は毎日点検しましょう。

定時的に○、△、×のチェックを行い、△、×の項目はすぐに改善しましょう。(○良好、△不十分、×不良)

点検項目		点検月日							メモ						
施設の管理	1	天井、壁、床等に破損箇所はないか。													
	2	施設の内外、その周囲及び出入り口の清掃は良好か。													
	3	室内の換気、照明は十分か。													
	4	汚染作業区域、非汚染作業区域の区分は出来ているか。													
	5	施設内に不必要な物品が放置されていないか。													
	6	ネズミ、ゴキブリ等はいないか。駆除を行っているか。記録はしているか。													
	7	手洗い設備は使用できる状態か。また、石けん、消毒液、ペーパータオルを備えているか。													
給水管理	8	井戸水等の水質検査を実施しているか。また、貯水槽は清掃しているか。													
調理器具等の管理	9	調理器具は十分洗浄殺菌するとともに、衛生的に保管されているか。													
	10	まな板、包丁及びふきん等はよく、洗浄・消毒され、食品及び用途ごとに区分して使用しているか。													
	11	冷蔵庫に温度計を備え、常に正しく作動しているか。													
原材料及び食品の取扱	12	原材料の仕入れに当たっては、品質、鮮度、日付、表示等の点検を行っているか。													
	13	購入伝票等の保管を行っているか。													
	14	冷蔵庫内は、10℃以下になっているか。							℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	15	冷蔵庫(冷凍)内は、整頓され、清潔で、相互汚染防止のための区分け保存をしているか。													
	16	生で提供する野菜、果物等は十分洗浄し、必要に応じて殺菌しているか。													
	17	食品は、中心部まで十分加熱しているか。(中心温度計で確認する)													
	18	弁当類にあっては、製造所所在地、氏名、消費期限等法定事項を明確に記載しているか。													
	19	輸送中の温度管理を適正に行うとともに、短時間での配送に努めているか。													
20	検食は、適正に保管されているか。														
汚物処理	21	ゴミ容器は蓋があり、ゴキブリ等が入らないようになっているか。また清掃しているか。													
	22	掃除用具は専用の場所に保管しているか。													
	23	便所は清潔か。手洗いに石けん、消毒液、ペーパータオルを備えているか。													
従事者の衛生管理	24	清潔な作業着、帽子、履物を着用し、必要に応じてマスクをしているか。													
	25	爪を短く切り、作業前、用便後等は必ず手を洗っているか。													
	26	決められた場所以外で、更衣、喫煙、食事をしていないか。													
	27	下痢したり、化膿創がある者が直接食品に触れる業務に従事していないか。													
	28	健康診断(検便等)を定期的に受けているか。													
	29	家族に下痢・嘔吐の症状を呈している者はいないか。													
食品衛生責任者の印															

食品衛生自主管理記録表 [既設の食品営業施設]

□大会期間中は毎日点検しましょう。

定時的に○、△、×のチェックを行い、△、×の項目はすぐに改善しましょう。(○良好、△不十分、×不良)

点検項目		点検月日										メモ
施設 の 管 理	1	天井、壁、床等に破損箇所はないか。										
	2	調理室の整理整頓、清掃は完全か。										
	3	室内の換気、照明は十分か。										
	4	施設内に不必要な物品が放置されていないか。										
	5	ネズミ、ゴキブリ等の防止は完全か。駆除を実施しているか。										
	6	手洗い設備は使用できる状態か。また、石けん、消毒液、ペーパータオルを備えているか。										
給水 管理	7	井戸水等の水質検査を実施しているか。また、貯水槽は清掃しているか。										
調理 器具 等 の 管 理	8	調理器具は十分洗浄殺菌するとともに、衛生的に保管されているか。										
	9	まな板、包丁及びふきん等はよく、洗浄・消毒され、食品及び用途ごとに区分して使用しているか。										
	10	冷蔵庫に温度計を備え、常に正しく作動しているか。										
原 材 料 及 び 食 品 の 取 扱	11	原材料の仕入れに当たっては、品質、鮮度、日付、表示等の点検を行っているか。										
	12	購入伝票等の保管を行っているか。										
	13	冷蔵庫内は、10℃以下になっているか。	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃		
	14	冷蔵庫（冷凍）内は、整頓され、清潔で、相互汚染防止のための分け分け保存をしているか。										
	15	生で提供する野菜、果物等は十分洗浄し、必要に応じて殺菌しているか。										
	16	食品は、中心部まで十分加熱しているか。 (中心温度計で確認する)										
	17	必要以上に作り置きせず、調理後、速やかに提供しているか。										
汚 物 処 理	18	検食は、適正に保管されているか。										
	19	ゴミ容器は蓋があり、ゴキブリ等が入らないようになっているか。また清掃しているか。										
	20	掃除用具は専用の場所に保管しているか。										
従 事 者 の 衛 生 管 理	21	便所は清潔か。手洗いに石けん、消毒液、ペーパータオルを備えているか。										
	22	清潔な作業着、帽子、履物を着用し、必要に応じてマスクをしているか。										
	23	爪を短く切り、作業前、用便後等は必ず手を洗っているか。										
	24	決められた場所以外で、更衣、喫煙、食事をしていないか。										
	25	下痢したり、化膿創がある者が直接食品に触れる業務に従事していないか。										
	26	健康診断（検便等）を定期的に受けているか。										
	27	家族に下痢・嘔吐の症状を呈している者はいないか。										
食品衛生責任者の印												

大会会場名

食品衛生自主管理記録表 [臨時食品営業施設, 無料食品出店施設]

□大会期間中は毎日点検しましょう。

定時的に○, △, ×のチェックを行い, △, ×の項目はすぐに改善しましょう。(○良好, △不十分, ×不良)

点検項目		点検月日							メモ
施設の管理	1	施設やその周辺はよく清掃されているか。							
	2	テント張り等で防塵・防水措置をしているか。日光は直接, 食品にあたらないか。							
	3	保存基準のある食品を取り扱う場合は温度計のある冷蔵設備を設けているか。							
	4	石けん, 消毒液を有する流水式の手洗い設備が施設内又は隣接した場所にあるか。							
	5	消毒用アルコールスプレーを備え活用しているか。							
食品の取り扱い	6	販売する食品には, 適正な表示があるか。							
	7	購入伝票等の保管を行っているか。							
	8	弁当類等は保冷庫等で保管しているか。							
	9	弁当類を早く食べるよう呼びかけているか。またその旨を表示しているか。							
	10	消費期限又は賞味期限を超えて食品を販売していないか。							
	11	食品の露出販売(食品の小分け包装等を含む)はしていないか。							
汚物処理	12	廃棄物容器は, 蓋があり, 清掃され, 置き場所は適当か。							
	13	清掃用具は専用の場所に保管しているか。							
従事者の衛生管理	14	清潔な作業着, 帽子, 履物を着用しているか。							
	15	爪を短く切り, 作業前, 用便後等に手の洗浄消毒を行っているか。							
	16	決められた場所以外で, 更衣, 喫煙等, 食事をしていないか。							
	17	下痢又は手指に化膿創をもつ者が直接食品に触れる業務に従事していないか。							
	18	家族に下痢・嘔吐の症状を呈している者はいないか。							
現地責任者の印									

大会会場名

食品衛生自主管理記録表 [弁当引換所]

□大会期間中は毎日点検しましょう。

定時的に○, △, ×のチェックを行い, △, ×の項目はすぐに改善しましょう。(○良好, △不十分, ×不良)

点検項目		点検月日							メモ
施設の管理	1	施設やその周辺はよく清掃されているか。							
	2	テント張り等で防塵・防水措置をしているか。 日光は直接, 食品にあたらないか。							
	3	弁当を保管するための保冷库等はあるか。							
	4	保冷库等に温度計はあるか。 また, 正常に機能しているか。							
	5	石けん, 消毒液を有する流水式の手洗い設備が施設内 又は隣接した場所にあるか。							
	6	消毒用アルコールスプレーを備え活用しているか。							
食品の取り扱い	7	仕入れ伝票等の保管を行っているか。							
	8	運搬は, 衛生的な箱を使用しているか。							
	9	弁当類等は保冷库等で保管しているか。							
	10	保冷库は正常に機能しているか。							
	11	弁当の引換時間は守られているか。							
早期喫食対策	12	早期喫食を呼びかける看板等を設置しているか。							
	13	早期喫食を呼びかけるチラシ等を弁当に添付しているか。							
	14	弁当引換業務についての記録をとっているか。							
汚物処理	15	廃棄物容器は, 蓋があり, 清掃され, 置き場所は適当か。							
	16	清掃用具は専用の場所に保管しているか。							
従事者の衛生管理	17	清潔な作業着, 帽子, 履物を着用しているか。							
	18	爪を短く切り, 作業前, 用便後等に手の洗浄消毒を行っているか。							
	19	決められた場所以外で, 更衣, 喫煙等, 食事をしていないか。							
	20	下痢又は手指に化膿創をもつ者が直接食品に触れる業務に従事していないか。							
	21	家族に下痢・嘔吐の症状を呈している者はいないか。							
現地責任者の印									

衛生管理記録票

提供メニュー

	調理開始時刻 ~ 調理終了時刻	
	~	
	調理数	

従事者等の健康状況記録

氏名	下痢	嘔吐	発熱等	化膿創	同居者の健康状況	対応策

使用水の検査結果記録

検査実施時刻	色	濁り	臭い	異物	残留塩素濃度
					ppm

保冷設備の温度管理記録

	冷蔵庫1	冷蔵庫2	冷凍庫1	冷凍庫2
作業前	℃	℃	℃	℃
作業後	℃	℃	℃	℃

加熱食品の温度管理

メニュー	加熱中心温度	調理終了時間	調理終了後の温度管理

非加熱食品の温度管理

メニュー	保冷設備への搬入時刻	保冷設備温度	保冷設備搬出時刻

弁当の引換記録表

会場地：_____

引換日： 年 月 日

製造者	納品時刻	庫内温度		納品個数	消費期限	引換時刻		引換個数	引換先	廃棄時刻	廃棄個数	責任者印
		納品時	引換直前			開始	終了					
	:	°C	°C			:	:			:		
	:	°C	°C			:	:			:		
	:	°C	°C			:	:			:		
	:	°C	°C			:	:			:		
	:	°C	°C			:	:			:		
	:	°C	°C			:	:			:		
	:	°C	°C			:	:			:		
	:	°C	°C			:	:			:		

※ 会場内の引換所1か所につき1枚で使用する。

食品提供施設に対する指導及び検査

I 食品提供施設

ア 宿泊施設の調理施設

両大会参加者を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

イ 弁当調製施設

両大会参加者が開・閉会式会場及び競技・練習会場等で喫食する弁当を調製する施設

ウ 仕出し料理調製施設

両大会参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理（弁当）を調製する施設

エ 既設の食品営業施設

両大会会場内の常設の飲食店等

オ 臨時食品営業施設

両大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設

カ 無料食品出店施設

両大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

キ 弁当引換所

両大会会場内に臨時的に設置される弁当の引換所

II 食品衛生講習会

保健所は、食品提供施設の営業者等を対象として、食品衛生講習会を実施する。

食品衛生講習会の内容については、別紙1「食品提供施設が遵守すべき事項」、食品衛生法及び食品表示法等食品関係法令に係る事項及び食中毒の予防に関することとする。

III 立入調査

食品提供施設ア～エを管轄する保健所は、「施設調査票」（様式第1号）に基づき当該施設の立入調査を実施し、不備な事項があれば改善指導及びその改善確認を行う。

特に、弁当調製施設等危害度の高い施設又は衛生管理に不備が認められる施設については、次のIVの検査結果に基づき、食品衛生指導を重ねる。

IV 施設のふきとり検査

保健所は、I 食品提供施設ア～エについて簡易培地等を用いてふきとり検査を実施し、その結果に基づき効果的に指導する。ふきとりは、包丁、まな板、冷蔵庫内、冷蔵庫取っ手、給水栓、スイッチ、ドアノブ（便所を含む）等、食品または手指が直接接触する箇所を対象とする。検査結果及び結果に基づく指導事項は、様式第2号に記録する。洗浄後の汚染度が高い箇所については、適切な方法により洗浄後、再検査を行う。

施設調査票

調査年月日		調査者	
施設名		対応者	
所在地			
業種(許可番号)			
使用水	使用水の種類		
	滅菌装置	有 ・ 無	滅菌装置医事管理状況
	残留塩素 ppm		
自主検査の実施状況			
検便の実施状況			
点検項目			適否
施設の管理	1	天井,壁,床等に破損箇所はないか。	
	2	施設の内外,その周囲及び出入口の清掃は良好か。	
	3	室内の換気,照明は十分か。	
	4	汚染作業区域,非汚染作業区域の区分はできているか。	
	5	施設内に不必要な物品が放置されていないか。	
	6	ネズミ,ゴキブリ等はいないか。駆除を行っているか。記録はしているか。	
	7	手洗い設備は使用できる状態か。また,石けん,消毒液,ペーパータオルを備えているか。	
給水管理	8	井戸水等の水質検査を実施しているか。また,貯水槽は清掃しているか。	
調理器具等の管理	9	調理器具等は十分洗浄殺菌するとともに,衛生的に保管されているか。	
	10	まな板,包丁及びふきん等は,よく洗浄・消毒され,食品及び用途ごとに区分して使用しているか。	
	11	冷蔵庫に温度計を備え,常に正しく作動しているか。	
原材料及び食品の取扱い	12	原材料の仕入れに当たっては,品質,鮮度,日付,表示等の点検を行っているか。	
	13	購入伝票等の保管を行っているか。	
	14	冷蔵庫内は,10℃以下になっているか。	
	15	冷蔵庫(冷凍)内は,整頓され,清潔で,相互汚染防止のための区分け保存をしているか。	
	16	生で提供する野菜,果物等は十分洗浄し,必要に応じて殺菌しているか。	
	17	食品は,中心部まで十分加熱しているか。(中心温度計で確認する)	
	18	弁当類にあつては,製造所所在地,氏名,消費期限等法定事項を明確に記載しているか。	
	19	輸送中の温度管理を適正に行うとともに,短時間での配送に努めているか。	
	20	検食は,適正に保管されているか。	
	汚物処理	21	ゴミ容器は蓋があり,ゴキブリ等が入らないようになっているか。また,清掃しているか。
22		清掃用具は専用の場所に保管しているか。	
23		便所は清潔か。手洗いに石けん,消毒液,ペーパータオルを備えているか。	
従事者の衛生管理	24	清潔な作業着,帽子,履物を着用し,必要に応じてマスクをしているか。	
	25	爪を短く切り,作業前,用便後等は必ず手を洗っているか。	
	26	決められた場所以外で,更衣,喫煙,食事をしていないか。	
	27	下痢したり,化膿創がある者が直接食品に触れる業務に従事していないか。	
	28	健康診断(検便等)を定期的に受けているか。	
	29	家族に下痢・嘔吐の症状を呈している者はいないか。	
指導事項			
改善確認			

ATP測定結果

実施日	実施箇所	1回目測定		改善策	2回目測定	
		数値	判定		数値	判定
／	例)まな板	700	B	再洗浄	700	B
／						
／						
／						
／						
／						
／						
／						
／						
／						
／						
／						
／						
／						
／						

指導事項

(参考)

検査場所	管理基準値(RLU)		ふきとり方法
	合格(<)	不合格(>)	
手指	1,500	3,000	手のひら縦横, 指の間, 指先など
まな板	500	1,000	中央付近10cm四方
包丁	200	400	刃の両面, 持ち手と刃の継ぎ目
調理台	200	400	表面5箇所の10cm四方
バット	200	400	汚れが残りやすい角部分
冷蔵庫取っ手	200	400	取っ手全体の内側外側

ふきとりは、洗浄後、消毒・殺菌前に行うこと。

ふきとりは、綿棒が軽くなる程度の一定の圧力により行うこと。

数値は、A(合格)、B(注意)、C(不合格)の3段階で判定すること。

判定がB又はCの場合は、再洗浄等を指導後、再度測定を行うこと。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会
宿舎衛生対策実施要領

1 目的

この実施要領は、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」環境衛生対策要項及び第20回全国障害者スポーツ大会開催基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が相互に連携を図り、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（以下、「両大会」という。）における鹿児島県及び会場地市町村（以下「市町村」という。）とともに実施する宿舎衛生対策に関して、必要な事項を定めることとする。

2 実施内容

(1) 営業宿泊施設の宿舎衛生対策

ア 営業宿泊施設の把握

鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（以下、「県生活衛生課」という。）及び保健所（鹿児島市保健所も含む。以下同じ）は、以下のとおり両大会参加者が利用する旅館業法第3条により許可を受けている施設（以下「営業宿泊施設」という。）を把握する。

(ア) 県委員会は、2019年9月末日までに、大会参加者が利用する営業宿泊施設を、「営業宿泊施設利用予定報告書」（様式第1号）により作成し、鹿児島市以外に所在する営業宿泊施設分は県生活衛生課に、鹿児島市に所在する営業宿泊施設分は鹿児島市保健所に提出する。（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）

(イ) 県生活衛生課は、上記報告書を営業宿泊施設が所在する区域を管轄する県保健所に提出する。

イ 衛生上の措置基準

営業宿泊施設における衛生上の措置基準は、旅館業法に基づく衛生措置基準及び構造設備基準とする。

ウ 監視・指導

県生活衛生課及び保健所は、以下のとおり営業宿泊施設の監視・指導を行う。

(ア) 保健所は、原則として両大会開催までに、旅館業法関係法令に基づき監視・指導を行い、指摘事項がある場合には、「環境衛生監視指導票」（別紙1）を営業者に交付する。

また、複数の者が共同で使用する浴室（客室に附属するものを除く。）（以下「共同浴室」という。）を有する施設には、併せてレジオネラ症防止対策についても指導を実施する。

なお、両大会期間中は、営業宿泊施設の衛生水準を勘案し、必要に応じて監視・指導を行う。

(イ) 県委員会から送付された「営業宿泊施設利用予定報告書」に、県外に所在す

る営業宿泊施設が含まれる場合、県生活衛生課は、当該施設が所在する自治体に対し、衛生指導を依頼する。

エ 宿舍衛生講習会

保健所は、県委員会及び会場地委員会と連携し、次により宿舍衛生講習会を実施する。

なお、感染症予防や食品衛生の確保を目的とした講習会と併せて実施することができる。

(ア) 講習の内容

- a 施設内及び施設周辺の清掃と衛生害虫等の対策
- b 客室、浴室、脱衣場、便所、洗面所等の衛生管理
- c 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策
- d 寝具等の衛生的な管理について
- e 給水、換気及び排水設備の衛生管理
- f ごみ分別容器の設置及び適正なごみ処理

(イ) 受講対象者

両大会参加者が宿泊する営業宿泊施設の営業者又は管理者

(ウ) 講習会の実施方法

2019年度から両大会開催前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程及び会場の調整を行い、計画的かつ効果的に実施する。県委員会及び会場地委員会は、自らが主催する会議・説明会等と上記講習会を併せて実施するなどの協力を行う。

(2) 転用施設等の宿舍衛生対策

ア 転用施設等の把握

県生活衛生課及び保健所は、以下のとおり両大会参加者が利用する転用施設等を把握する。

(ア) 会場地委員会は、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」宿泊施設充足対策要項に基づき、転用施設等を使用する場合には、「転用施設等使用届出書（様式第2号）」を2019年9月末までに管轄の保健所に提出する。（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）また、会場地委員会は上記届出書の写しを県委員会に提出する。

(イ) 県委員会は生活衛生課に回付する。

イ 衛生上の措置基準

転用施設等における衛生上の措置基準は、「転用施設等における留意事項」（別紙2）を適用する。

ウ 監視・指導

(ア) 保健所は、衛生上の措置基準として、別紙「転用施設等における留意事項」に基づき、会場地委員会及び市町村担当課を指導する。

(イ) 会場地委員会及び市町担当課は、別紙「転用施設等における留意事項」に基づき、転用施設等に対し、衛生水準の保持に努めさせる。

(ウ) 保健所が必要と認めるときは、保健所が転用施設等を指導する。

エ 宿舎衛生講習会

会場地委員会は、2(1)エの宿舎衛生講習会に準じた宿舎衛生講習会を実施する。

保健所は会場地委員会から講習会の協力要請があった場合は、積極的に対応するものとする。

3 実施報告

(1) 保健所は、宿舎衛生講習会の実施結果を「宿舎衛生講習会実施報告書」(様式第3号)により、また、監視・指導の実施結果を「宿舎衛生監視・指導実施報告書」(様式第4号)により、2019年度中の実施結果については2020年3月末日までに、それ以降については実施後速やかに、県保健所にあつては県生活衛生課に、鹿児島市保健所にあつては県委員会に提出するものとする。

(2) 県生活衛生課は、県保健所から提出のあつた上記実施報告を速やかに県委員会に提出するものとする。

4 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会、県生活衛生課及び鹿児島市保健所が協議の上、別に定めるものとする。

転用施設等における留意事項

1 客室

- (1) 睡眠を妨げるような余分な光は入らないようにすること。
- (2) 換気に注意すること。特に昼間は、室内の空気の入れ換えを行うこと。
- (3) 毎日1回以上掃除すること。
- (4) くずかご等、日常生活に必要なものを用意すること。

2 寝具

- (1) 宿泊者数に応じて、必要な寝具を用意すること。
- (2) 寝具は清潔なものを提供すること。
- (3) 毎日可能な限り日光消毒すること。

3 洗面所

- (1) 毎日1回以上清掃すること。
- (2) 石けんや清潔なコップ等を必要に応じて用意すること。

4 便所

- (1) 専用の履き物を用意すること。
- (2) 用便後は石けん等による手洗い（洗面所等の利用）をすすめること。
- (3) 備え付けのタオルは、清潔なものを用意すること。（ペーパータオルが望ましい。）
- (4) 防虫、防臭に注意するとともに、常に清潔にしておくこと。
- (5) 毎日1回以上清掃すること。

5 浴室

- (1) 毎日1回以上清掃すること。
- (2) 入浴に必要な石けん、洗面器等を用意すること。
- (3) 浴槽水は、原則毎日（又は客室の使用ごとに）完全換水すること。
また、浴槽水については、レジオネラ属菌の検査を実施し、10cfu/100ml 未満であることを確認すること（大会開催前2か月以内に確認することが望ましい。）。また、1週間に1回以上、浴槽等を消毒すること。

6 洗濯

宿泊者が洗濯できるように配慮すること。

7 宿泊者名簿

宿泊者名簿を備えること。

8 使用水関係

飲料水は水道水を使用すること。ただし、やむを得ず井戸水等を使用する場合は、以下の項目を実施すること。

ア 飲料水水質検査を実施すること（検査項目：一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度の10項目。大会開催前2か月以内に実施することが望ましい。）。

イ 水源及びその周辺を清潔にし、汚染防止に努めること。

ウ 煮沸もしくは塩素滅菌等消毒を必ず実施すること。

9 その他

- (1) 施設内に、ねずみ、ハエ、蚊等が入らないように注意すること。
- (2) 建物の周囲を毎日清掃し、ごみ等の処理は適正に行うこと。
- (3) 施設ごとに衛生管理にあたる施設責任者を選任すること。
- (4) 大会期間中は、別表「宿舍衛生自主管理表」を作成し自主管理を徹底すること。
- (5) 犬、ねこ、その他ペット等による事故が起きないよう適正な管理を行うこと。
- (6) 施設責任者は、実行委員会が実施する宿舍衛生講習会等を必ず受講し、衛生意識の向上を図ること。
- (7) 施設運営従事者、宿泊者の健康状態を確認し、感染症の疑い（下痢、嘔吐等）があった場合には、消毒等必要な措置を講じ、速やかに管轄の保健所へ相談すること。

宿舎衛生自主管理表

★大会期間中は、毎日1回以上チェックしましょう。

★○、△、×のチェックを行い、△、×の項目はすぐに改善しましょう。[○=良好、△=不十分、×=不備]

施設の名称及び所在地									
点検項目		点検月日							備考
客室	1	睡眠を妨げるような余分な光が入らないようにしているか							
	2	換気に注意しているか。 特に昼間は、室内の空気の入換えを行っているか。							
	3	毎日1回以上は清掃しているか。							
	4	くずかご等、日常生活に必要なものを用意しているか。							
寝具	1	宿泊者数に応じて、必要な寝具を用意しているか。							
	2	寝具は清潔なものを提供しているか。							
	3	毎日可能な限り日光消毒を実施しているか。							
洗面所	1	毎日1回以上は清掃しているか。							
	2	石けんや清潔なコップ等を必要に応じて用意しているか。							
便所	1	専用の履き物を用意しているか。							
	2	用便後は石けん等による手洗いをすすめたか。							
	3	備え付けのタオルは、清潔にしているか。							
	4	防虫・防臭に注意し、清潔にしているか。							
	5	毎日1回以上は清掃しているか。							
浴室の管理	1	毎日1回以上は清掃しているか。							
	2	入浴に必要な石けん、洗面器具等を用意しているか。							
	3	浴槽水は毎日(又は客室の使用ごとに)完全換水し、その都度浴槽を清掃しているか。							
管理	4	の共同浴槽浴室	使用期間前にレジオネラ属菌が 10cfu/100ml 未満であることを確認したか。						
	5		1週間に1回以上完全に換水し、浴槽等を消毒しているか。						
洗濯	1	宿泊者が洗濯できるよう配慮しているか。							
飲料水	1	水道水を使用しているか。							
	2	用井戸水等を使用する場合	使用期間前に水質検査を実施したか。						
	3		水源及びその周辺を清潔にしているか。						
	4		煮沸、塩素滅菌等消毒して使用したか。						
施設責任者印(又は署名)									

営業宿泊施設利用予定報告書

平成 年 月 日

保健所長 殿

燃ゆる感動かごしま国体・燃ゆる感動かごしま大会実行委員会事務局長

<対象となる大会の区分>

燃ゆる感動かごしま国体
燃ゆる感動かごしま大会(障害者スポーツ大会)

※ 外注有りの場合、外注先が分かれば施設名を記入

番号	営業宿泊施設名	施設の所在地	電話番号	FAX番号	利用期間	宿泊予定人数 (1日当たり最大宿泊人数)	食事の外注※ (外注先)
					月 日() ~ 月 日()		
1					~	人 (人)	
2					~	人 (人)	
3					~	人 (人)	
4					~	人 (人)	
5					~	人 (人)	
6					~	人 (人)	
7					~	人 (人)	
8					~	人 (人)	
9					~	人 (人)	
10					~	人 (人)	
11					~	人 (人)	
12					~	人 (人)	
13					~	人 (人)	

年 月 日

保健所長 殿

会場地市町村実行委員会等事務局長

転用施設等使用届出書

整理番号	使用施設					使用期間	建物の構造 木造・鉄筋等	建物の総面積 (㎡)	宿泊人数 (人)	宿泊に使用する客室			使用水 (※1) 水道水/ 井戸水/ その他	浴室				洗面所の有無	便所			備考	
	名称等	所在地 (市町 字名 番地)	電話番号 (責任者連絡先)	FAX番号(※2)	責任者の氏名					客室数 (室)	延面積 (㎡)	寝具数 (組)		有無	面積 (㎡)	有循環配管の有無	無貯湯槽の有無		便器数		水洗・汲取 (箇所)	宿泊者の所属する都道府県名等	浴室のない場合の対応等
																			大便器 (個)	小便器 (個)			
1						月 日～ 月 日																	
2						月 日～ 月 日																	
3						月 日～ 月 日																	
4						月 日～ 月 日																	
5						月 日～ 月 日																	
7						月 日～ 月 日																	
8						月 日～ 月 日																	
9						月 日～ 月 日																	
10						月 日～ 月 日																	
11						月 日～ 月 日																	
12						月 日～ 月 日																	
13						月 日～ 月 日																	
14						月 日～ 月 日																	

※1 使用水が水道水で受水槽がある場合、当該受水槽の有効容量が10㎡超の簡易専用水道に該当するときは水道水の後に「簡専水」と、10㎡以下の小規模貯水槽水道に該当するときは、水道水の後に「小規模」と記入すること

※2 FAXがある場合は番号を記入すること

宿舎衛生講習会実施報告書

保健所

番号	開催年月日	講習会の名称	主催者	参加人数	開催場所	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
開催回数 計 回 参加者数 計 人						

宿舎衛生監視指導実施報告書

_____ 保健所

1 営業宿泊施設

種別	宿舎として利用される 対象施設数	監視・指導件数	備考
旅館・ホテル			
簡易宿所			
合計	0	0	0

2 転用施設等

種別	宿舎として利用される 対象施設数	監視・指導件数	備考
合計	0	0	0

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会
飲料水衛生対策実施要領

1 目的

この実施要領は、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」環境衛生対策要項及び第20回全国障害者スポーツ大会開催基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が、相互に連絡調整を図り、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（以下、「両大会」という。）における鹿児島県及び会場地市町村（以下「市町村」という。）とともに実施する飲料水衛生対策に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

県保健所及び市町村担当課は、会場地委員会等と連携し、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（以下「県生活衛生課」という。）、県委員会及び関係団体の協力を得て、両大会参加者が利用する宿泊施設、開・閉会式会場及び競技・練習会場の飲料水の衛生を確保し、飲料水による事故を未然に防止するため、次により監視・指導を実施する。

(1) 対象施設

両大会参加者が利用する施設等に給水する次の水道施設等とする。

水道施設等	実施主体
ア 上水道，簡易水道	県保健所
イ 専用水道	市町村担当課
ウ 簡易専用水道	市町村担当課
エ 小規模貯水槽水道，飲用井戸	(市分) 市担当課 (町村分) 県保健所
オ 臨時給水設備（両大会会場内に臨時的に設置する給水車及び給水タンク等の飲料水供給設備等）	市町村担当課

(2) 対象施設等の把握方法

県生活衛生課，県保健所及び市町村担当課は，ア～エにより県委員会又は会場地委員会等から提出される「飲料水衛生対策対象施設一覧表（様式第1号）」（以下「一覧表」という。）等により，対象水道施設等を把握する。

ア 営業宿泊施設及び転用施設等

県保健所は，県委員会及び会場地委員会（以下「県・会場地委員会」という。）から提出された，燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会宿舍環境衛生対策実施

要領で定める「営業宿泊施設利用予定報告書」及び「転用施設等使用届出書」により対象施設を把握する。

イ 開・閉会式会場及び競技・練習会場

県・会場地委員会は、一覧表を2019年9月末日までに管轄の県保健所又は市町村担当課に提出する。(それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。)

ウ 臨時給水設備

県・会場地委員会は、一覧表を両大会開催のおおむね6ヶ月前までに、管轄の市町村担当課に提出する。(それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。)

エ 共通

会場地委員会は管轄の県保健所又は市町村担当課に提出した一覧表の写しを県委員会に提出し、県委員会は県委員会分と会場地委員会等分を合わせて県生活衛生課へ回送する。

県生活衛生課は、県委員会から回送された一覧表等により県外施設を把握し、当該施設を管轄する自治体に監視・指導を依頼する。

(3) 監視・指導の実施

県保健所及び市町村担当課は、会場地委員会等と連携し、県生活衛生課及び県委員会の協力を得て、次表を目標に監視・指導を実施する。

なお、各年度において、対象施設を把握する前に以下に掲げる内容を含んだ指導を実施している場合は、把握後に改めて指導することを要しない。

対 象 施 設	目 標 立 入 回 数	
	大 会 前 2019年～開催年度	大会期間中
ア 上水道，簡易水道	1～2回	必要に応じて
イ 専用水道		
ウ 簡易専用水道		
エ 小規模貯水槽水道，飲用井戸		
オ 臨時給水設備	必要に応じて	

ア 上水道，簡易水道

県保健所は、水道事業者に対し、水道法に基づき、定期的な水質検査の実施、塩素設備の点検、塩素消毒等の日常点検等の徹底及び健康診断（検便）の実施状況確認を中心に、給水の安全等に関する指導を行う。

監視・指導の結果、設備等に不備が認められた場合には、水道法等の関係法令に基づき、必要な措置を講ずる。

イ 専用水道

市町村担当課は、設置者又は管理者に対し、水道法に基づき、定期的な水質検査の実施、塩素設備の点検、塩素消毒等の日常点検等の徹底及び健康診断（検便）

の実施状況確認を中心に、給水の安全等に関する指導を行う。

監視・指導の結果、設備等に不備が認められた場合には、水道法等の関係法令に基づき、必要な措置を講ずる。

ウ 簡易専用水道

市町村担当課は、設置者又は管理者に対し、水道法等に基づき、日常点検等の徹底を指導する。

監視・指導の結果、設備等に不備が認められた場合には、水道法等の関係法令に基づき、必要な措置を講ずる。

エ 小規模貯水槽水道、飲用井戸

県保健所又は市担当課は、設置者又は管理者に対し、飲用井戸等衛生対策要領に基づき、定期的に点検が実施された井戸の使用等について指導する。

なお、水質検査の実施及び水質基準への適合が確認されていない施設については、県・会場地委員会等と協力し、当該施設の管理者又は設置者に対し、水質検査の実施、基準不適合の原因の究明及び改善を指導する。

オ 臨時給水設備

市町村担当課は、必要に応じて設置者である県・会場地委員会等に対し、衛生確保の徹底を指導する。

なお、設置に関して、県・会場地委員会等は、必要に応じて市町村担当課と事前に協議を行う。

3 実施報告

- (1) 県保健所は、この実施要領に基づく飲料水の監視・指導の実施結果について、2019年度は年度末までに、2020年度は両大会が開会する2週間前までに「水道施設等の監視・指導実施結果報告書（様式第2号）」により県生活衛生課へ報告する。
また、両大会開催前までに飲料水の衛生確保が困難であると判断された施設等について、概要を県生活衛生課に報告する。
- (2) 県保健所より報告を受けた県生活衛生課は、監視・指導の実施結果を2019年度は年度終了後速やかに、2020年度は両大会が開会する1週間前までに県委員会に情報提供する。
- (3) 市町村担当課は、この実施要領に基づく飲料水の監視・指導の実施結果について、2019年度は年度末までに、2020年度は両大会が開会する2週間前までに「水道施設等の監視・指導実施結果報告書（様式第3号）」により会場地委員会に報告する。
報告を受けた会場地委員会は県委員会に報告を行い、県委員会は県生活衛生課に情報提供する。

4 事故発生時の給水体制

県・会場地委員会等は、選手等が利用する施設の設置者及び水道事業者等と連携して、断減水時の事故に対応するための給水体制を確立する。

5 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県生活衛生課が協議の上、別に定めるものとする。

飲料水衛生対策対象施設一覧表

年 月 日

保健所長 様
市(町村)長 様

提出者

実行委員会事務局長

番号	施設概要			利用予定			監視・指導対象施設等		受水槽の概要				水質検査			
	施設名称	所在地	施設管理者等	利用団体	利用人数	利用期間	対象施設等 ※1	水源種類 ※2	種類 ※3	有効容量 (m ³)	定期清掃	定期検査	実施日	未実施項目 ※4	不適 項目	対応 ※5
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

(記入上の注意)

※1 上水道、簡易水道、専用水道については、その施設の名称を付して記入し、その他については、貯水槽水道、飲用井戸、臨時給水設備等を記入すること。また、対象施設等区分ごとに一行記入すること。

※2 貯水槽水道の場合は、その水源となる上水道、簡易水道又は専用水道を名称を付して記入し、その他の水源の場合は記入不要。

※3 簡易専用水道又は小規模受水槽と記入すること。監視・指導対象施設が専用水道の場合であって、貯水槽がある場合は、「貯水槽」と記入すること。

※4 検査が必要であるが、未実施の項目を記入すること。

※5 水質検査の結果、水質基準を超過した項目について、どのような対策を採ったかを記入すること。

◎ 提出先は所在地を管轄する保健所であるが、対象施設に専用水道等もしくは飲用井戸等を含む場合は記入例(専用水道等・飲用井戸等)を参考に市町村担当課にも提出すること。

-70-

監視・指導実施結果報告書

年 月 日

生活衛生課長 様

保健所名	
------	--

番号	実行委員会名称	施設名称	対象施設等区分 ※1	受水槽		水質検査				立入検査		備考※6
				清掃日	結果 ※2	実施日	未実施項目 ※3	不適項目	対応※4	実施日	結果 ※5	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												

(記入上の注意)

※1 対象施設等区分は、上水道・簡易水道の場合は「ア」、専用水道の場合は「イ」、簡易専用水道の場合は「ウ」、飲用井戸等の場合は「エ」、臨時給水設備の場合は「オ」と記入すること。

※2 受水槽清掃後の簡易水質検査において、何も問題がなかった場合は「○」を、それ以外は「×」と記入すること。

※3 検査が必要であるが、未実施の項目を記入すること。

※4 水質検査の結果、水質基準を超過した項目について、どのような対策を採ったかを記入すること。

※5 立入検査の結果、何も問題がなかった場合「○」を、それ以外は「×」を記入すること。

※6 受水槽清掃後簡易水質検査及び立入検査の結果が「×」であったものについて、その概要を記入すること。

※7 行が不足する場合は適宜追加すること。

監視・指導実施結果報告書

年 月 日

会場地実行委員会事務局長 様

市(町村)	
課	

番号	施設名称	対象施設等区分 ※1	受水槽		水質検査				立入検査		備考※6
			清掃日	結果 ※2	実施日	未実施項目 ※3	不適項目	対応※4	実施日	結果 ※5	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											

(記入上の注意)

※1 対象施設等区分は、専用水道の場合は「ア」、簡易専用水道の場合は「イ」、飲用井戸等の場合は「ウ」と記入すること。

※2 受水槽清掃後の簡易水質検査において、何も問題がなかった場合は「○」を、それ以外は「×」と記入すること。

※3 検査が必要であるが、未実施の項目を記入すること。

※4 水質検査の結果、水質基準を超過した項目について、どのような対策を採ったかを記入すること。

※5 立入検査の結果、何も問題がなかった場合「○」を、それ以外は「×」を記入すること。

※6 受水槽清掃後簡易水質検査及び立入検査の結果が「×」であったものについて、その概要を記入すること。

※7 行が不足する場合は適宜追加すること。

**燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会
感染症予防対策実施要領****1 目的**

この実施要領は、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」防疫対策要項及び第20回全国障害者スポーツ大会開催基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が、相互に連絡調整を図り、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（以下、「両大会」という。）における鹿児島県及び会場地市町村（以下「市町村」という。）とともに実施する感染症予防対策に関して必要な事項を定める。

2 実施内容**(1) 広報活動****ア 広報の内容**

- (ア) 手洗いの励行等基本的な感染症対策
- (イ) 両大会期間中に流行する可能性が高い感染症の予防対策

イ 活動の内容

- (ア) 県委員会は、鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課（以下「県健康増進課」という。）と連携し、次により広報活動を実施する。
 - a 啓発用ポスター・リーフレットの作成及び市町村・関係団体等への配布・掲示
 - b テレビ，ラジオ，広報誌，ホームページ等県広報媒体を活用したPR
 - c 県委員会ホームページへの掲載
- (イ) 保健所（鹿児島市保健所を含む。以下同じ。）は、会場地委員会等及び市町村担当課と連携し、次により広報活動を実施する。
 - a 県委員会が作成した啓発媒体の配布・掲示
 - b 広報誌，ホームページ等市町広報媒体を活用したPR
 - c 各種講習会及びイベント等を活用したPR

(2) 健康管理指導

保健所は、両大会参加者に食品を提供する施設の管理者に対し、対象業務従事者の検便検査を含む健康管理の必要性を周知し、積極的かつ自発的な協力が得られるよう指導するものとする。

なお、検便検査の方法など健康管理の留意事項については、「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会食品衛生対策実施要領」の別紙1「食品関係施設の営業者等が遵守すべき事項」に準ずるものとする。

(3) 感染症患者の発生時の措置

保健所は、両大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、必要に応じて感染の拡大防止のための指導・助言を行い、まん延の防止に努めるとともに、当該感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症であった場合は、同法に基づき必要な措置を行う。

(4) 感染症予防に関する衛生備品の配備

県委員会は、両大会期間中における感染症の発生予防及びまん延防止のため、開・閉会式会場の入口や手洗い設備等に、必要に応じて手指用消毒液やマスク等の配備を行う。

なお、競技・練習会場については、会場地委員会が配備するものとする。

また、食品関係施設、宿泊施設等については、食品衛生対策実施要領及び宿舍環境衛生対策実施要領に定める衛生講習会において、保健所が衛生備品の配備について指導する。

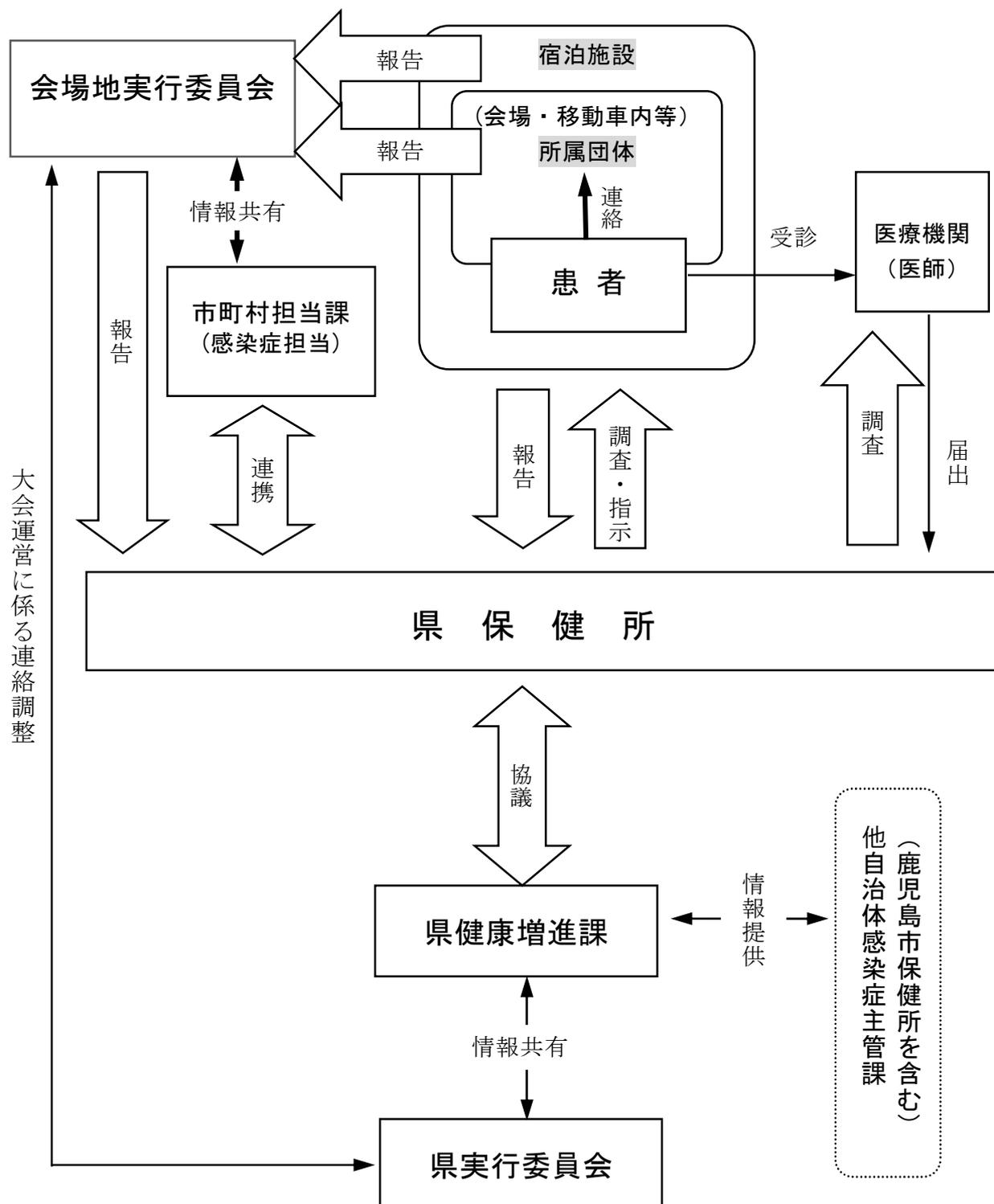
(5) 緊急連絡体制の整備

両大会期間中における感染症の発生に備え、そのまん延を防止するため、別記により緊急連絡体制を整備する。

3 その他

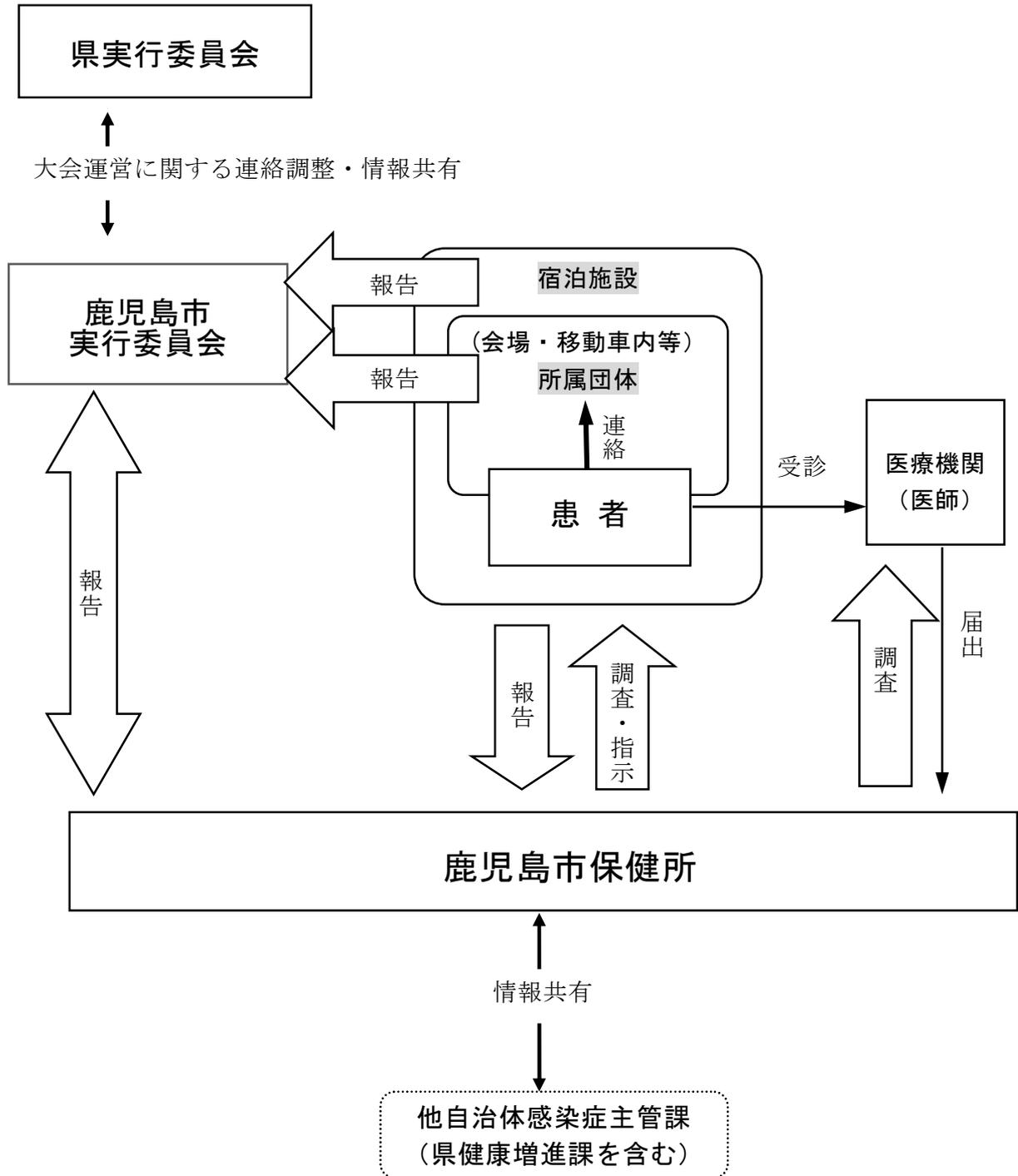
この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県健康増進課及び鹿児島市保健所が協議の上、別に定めるものとする。

感染症（疑いを含む）発生時の緊急連絡体制（鹿児島市を除く鹿児島県）



- ◆ 患者発生施設又は患者所属団体は、直ちに管轄保健所及び会場地委員会に報告する。
- ◆ 会場地委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して感染症に関する情報を得た場合、直ちに管轄保健所に報告する。
- ◆ 感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、管轄の保健所に連絡するよう、宿泊施設及び所属団体等に周知する。

感染症（疑いを含む）発生時の緊急連絡体制（鹿児島市）



- ◆ 患者発生施設又は患者所属団体は、直ちに鹿児島市保健所及び鹿児島市実行委員会に報告する。
- ◆ 鹿児島市実行委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して感染症に関する情報を得た場合、直ちに鹿児島市保健所に報告する。
- ◆ 感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、鹿児島市保健所に連絡するよう、宿泊施設及び所属団体等に周知する。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会に参加する選手・役員等の大会参加者（以下「大会参加者」という。）に提供する昼食弁当（以下「弁当」という。）の調達について必要な事項を定めるものとする。

2 業務分担

- (1) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）は、燃ゆる感動かごしま国体（以下「国体」という。）の総合開・閉会式及び燃ゆる感動かごしま大会（以下「大会」という。）における弁当調達業務を行う。
- (2) 会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、国体の各競技会における弁当調達業務を行う。

3 弁当調製施設の選定

(1) 国体における弁当調製施設

ア 県委員会は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）及び関係する保健所等の協力を得て、次に掲げる事項を満たす弁当調製施設を選定する。

- (ア) 食品衛生法関係法令に基づき、適正に管理運営、施設整備がなされていること。
- (イ) 提供可能であると申出のあった弁当調製能力が、調製施設の大きさ、従事者数等に見合ったものであること。
- (ウ) 総合開・閉会式及び競技会等の運営に合わせた受注、搬入及び容器の回収ができること。
- (エ) 県委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。

イ 会場地委員会は、アに準じて弁当調製施設を選定する。

(2) 大会における弁当調製施設

県委員会は、(1)により国体の弁当調製施設として県委員会又は会場地委員会を選定した施設の中から弁当調製施設を選定する。

- (3) 弁当調製施設の選定に係る具体的な基準等については、県委員会及び会場地委員会（以下「県・会場地委員会」という。）がそれぞれ別に定める。
- (4) 県・会場地委員会は、上記により弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。

4 選定した弁当調製施設の報告

- (1) 会場地委員会は、選定した弁当調製施設を「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま

大会弁当調製施設名簿」(第1号様式。以下「弁当調製施設名簿」という。)により2019年8月23日までに県委員会に報告する。

- (2) 県委員会は、自ら選定した弁当調製施設及び会場地委員会から報告のあった弁当調製施設を取りまとめ、弁当調製施設名簿により施設を管轄する保健所(鹿児島市保健所を含む。以下同じ。)に報告するとともに、その写しを生活衛生課に提出する。

鹿児島市の場合は鹿児島市実行委員会に提出する。

なお、施設が県外に所在する弁当調製施設については、関係自治体へ報告するとともに、食品衛生指導の実施を依頼する。

- (3) (1)、(2)の報告後においても必要と認められる場合、県・会場地委員会は追加して弁当調製施設を選定することができる。その場合、県・会場地委員会はそれぞれ(1)、(2)の報告を速やかに行う。

5 弁当調製施設の選定の取消し

- (1) 県・会場地委員会は、上記3により選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、弁当調製施設の選定を取り消すことができる。

ア 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に速やかに従わないとき。

イ 食品衛生関係法令に基づく施設の許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは、期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。

ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。

エ その他当該弁当調製施設を選定した県委員会又は会場地委員会が不相当と認めたとき。

- (2) 会場地委員会が選定を取り消したときは、速やかに県委員会に報告する。選定取消しの報告を受けた県委員会は、速やかに保健所及び生活衛生課に報告する。

- (3) 県委員会が選定を取り消したときは、速やかに保健所及び生活衛生課に報告する。

なお、施設が県外に所在する弁当調製施設については、関係自治体に報告する。

6 弁当を提供する大会参加者及び弁当料金

- (1) 斡旋弁当(大会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。)及び支給弁当(県委員会又は会場地委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。)を提供する大会参加者は、県・会場地委員会がそれぞれ定める。

- (2) 斡旋弁当及び支給弁当の料金は、お茶を含めて900円以内(税抜)とし、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める。

7 弁当の献立

県・会場地委員会は、弁当の献立の作成又は選定に当たっては、「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会標準献立作成方針」に示す栄養基準量等に留意し、選手のコンディションづくりや鹿児島県産及び地元産の食材の活用等に配慮するものとする。

8 弁当の申込み及び発注

- (1) 斡旋又は支給を行う弁当の申込み、受付及び発注等の手続きについては、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める方法により行うものとする。
- (2) 申込み受付後の変更及び取消は原則として認めないこととする。
- (3) 県・会場地委員会は、申込みを受け付けた斡旋弁当及び支給弁当の個数を取りまとめ、弁当調製施設へ発注する。

なお、発注に当たっては、当該弁当調製施設の調製能力を超えることのないよう留意するものとする。

9 弁当の調製、運搬等

県・会場地委員会は、次に掲げる事項を弁当調製施設に遵守させるものとする。

- (1) 調製、包装等に当たっては、衛生管理を徹底すること。
- (2) 次に掲げる項目を容器等に表示すること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名（アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。）
 - ウ 食品添加物
 - エ 消費期限（時刻まで表示）
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示法等関係法規により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他県委員会が指示する表示
- (3) 運搬に当たっては、冷蔵車等を使用するものとし、県・会場地委員会が指定する時刻及び場所に納入すること。
- (4) 県・会場地委員会の指示に従い、容器等の回収を行うこと。

10 弁当引換所の設置、弁当の保管

県・会場地委員は、弁当引換所の設置及び弁当の保管等の弁当引換業務に当たっては、保健所の指導の下、衛生上の安全を確保する。

11 弁当代金の精算

弁当を納入した弁当調製施設は、大会終了後、県・会場地委員会が別に定める方法により精算する。

12 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項については、県委員会又は会場地委員会がそれぞれ弁当調製施設や保健所等と協議の上、別に定めるものとする。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会弁当調製施設選定基準

1 総則

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会弁当調達要項に基づき、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）が選定する燃ゆる感動かごしま国体（以下「国体」という。）及び燃ゆる感動かごしま大会（以下「大会」という。）における弁当調製施設の選定基準を次のとおり定める。

2 施設の立地条件

鹿児島県内に所在し、食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。

なお、弁当調製施設の所在地は各会場までおおむね2時間以内の地域であること。

3 施設の衛生管理体制

(1) 国体開催前の過去3年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。

(2) HACCPシステムによる衛生管理に取り組んでいること、又は「大量調理施設マニュアル」（平成9年3月24日厚生省発行）に基づく対応を実践できる施設であること。

(3) 食品衛生法に基づく食品衛生監視票における評価が、直近で80点以上であること。

(4) 提供可能であると申出のあった弁当調製能力が、調製施設の大きさ、従事者数等に見合ったものであること。

(5) 検食は、原材料及び調理済み食品毎に50g程度ずつ清潔な容器（ビニール等）に密封して-20℃以下で2週間以上保存できること。

(6) 調理従事者（食品の盛り付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。）の全員に対し、国体の開会日前1か月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの。）の実施が可能であること。

なお、検便検査項目にはノロウイルス（抗原検査）も含めることが望ましい。

(7) 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、若しくは国体・大会開催期間中加入できること。

(8) 県委員会が指定した時刻・場所に適切な温度管理（10℃以下）のできる冷蔵車等を利用して適切に運搬できること。

(9) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示できること。

ア 弁当の名称

イ 原材料名（アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。）

- ウ 食品添加物
- エ 消費期限（時刻まで表示）
- オ 保存方法
- カ 製造所所在地・製造者名
- キ その他食品表示法等関係法規により規定される表示
- ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
- ケ 持ち帰りを禁止する表示
- コ その他県委員会が指示する表示

4 弁当の調製能力

- (1) 国体においては調製能力が、1日当たり最大1,000食以上であること。
- (2) 第三者に委託することなく弁当の調製が可能であること。

5 施設の対応能力

- (1) 県委員会が定める弁当料金による調製が可能であること。
- (2) 県委員会が指定する容器、包装紙等を使用できること。
- (3) 弁当の食材及び献立内容については、県委員会が定めた内容で調製が可能であること。
- (4) 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、持ち運び用のビニール袋を提供すること。また、それらについて県委員会から指示があった場合、指示に沿った内容での提供が可能であること。
- (5) 弁当は保冷効果が持続し、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して納入できること。
- (6) 総合開・閉会式及び競技会等の運営にあわせた受注、搬入、回収ができること。
- (7) 荒天等により、総合開・閉会式会場及び競技会場等が変更又は開催が中止となった場合、弁当の調製及び納入については、県委員会の指示に基づく対応が可能であること。

6 その他

大会（開・閉会式を除く。）においては上記に関わらず、会場地市町村実行委員会が定めた国体の選定基準によることができるものとする。

燃ゆる感動かごしま国体馬事衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」医事・衛生基本計画に基づき、馬術競技参加馬（以下「参加馬」という。）の防疫、健康管理及び輸送等馬事衛生対策に関し必要な事項を定める。

2 馬事衛生本部の設置

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び燃ゆる感動かごしま国体・燃ゆる感動かごしま大会霧島市実行委員会（以下「市委員会」という。）は、馬術競技会場（以下「会場」という。）に馬事衛生本部を設置し、関係機関・団体等の協力を得て、馬事衛生対策を実施する。

3 防疫対策

(1) 家畜防疫員の配置

参加馬の防疫のため、馬事衛生本部に家畜防疫員（家畜伝染病予防法第53条第3項に定める家畜防疫員をいう。）を配置する。

(2) 防疫検査

家畜防疫員は、参加馬が会場に到着したとき、家畜伝染病予防法施行規則による「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」及び「日本馬術連盟乗馬登録証」の提示を求め、次に掲げる基準を満たしていることを確認する。

なお、基準を満たしていない馬は入厩させないものとする。

ア 馬インフルエンザ予防接種

(ア) 基礎接種として、初回ワクチン接種を実施してから21日以上・2か月以内に2回目の予防接種を行うこと。補強接種については、基礎接種（2回目）から7か月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は1年以内に継続的に補強接種を受けていること。以上が満たされていない場合は、再度基礎接種から実施していること。

(イ) 平成20年3月31日以前に基礎接種を完了している馬は、基礎接種の後の最初の補強接種は1年以内であれば可とする。また、2回の基礎接種の間隔は、2週間以上2か月以内であれば可とする。

(ウ) 入厩する6か月+21日以内に補強接種又は基礎接種（2回目）を受けていること。

(エ) 入厩前1週間以内のワクチン接種は接種歴として認めない。

イ 流行性脳炎予防接種

2020年5月1日以降に2週間から2か月の間隔で2回のワクチン接種を受けていること。

ただし、接種開始時期が4月30日以前の馬については、上記間隔で2回接種完了後、入厩までに更に1回追加接種すること。

(3) 厩舎地区

馬事衛生本部は、会場内に厩舎地区（厩舎等が設置され、柵等により他から区分された区域をいう。）を設け、衛生的に管理する。

厩舎地区には、厩舎のほか汚物堆積場その他参加馬の健康管理等に必要な施設等を設置する。

(4) 消毒及び衛生害虫駆除

馬事衛生本部は、馬降所（馬運車を停車させ、参加馬の積み降ろしを行う場所をいう。）への入場口付近並びに厩舎地区及び厩舎の出入口に入場する車両及び立ち入る者の消毒を行うため、消毒施設を設置するとともに、厩舎地区の害虫駆除を行う。

ア 厩舎の消毒

厩舎の消毒は、参加馬の到着5日以内及び退厩後直ちに行う。

イ 馬降所に入場する車両の消毒

馬運車等馬降所に入場する車両の消毒は、車両が会場に到着したときに行う。

ウ 厩舎に立ち入る者の消毒

厩舎に立ち入る者に、厩舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を行わせる。

エ 衛生害虫等の駆除

厩舎及び汚物堆積場に殺虫剤を散布し、衛生害虫の発生予防及び駆除に努める。

(5) 立入りの制限

厩舎地区及び馬降所を家畜伝染病予防法施行規則に定める衛生管理区域とし、立入りは定められた出入口からのみとするとともに、立ち入る者は、あらかじめ委員会が配付する「入厩許可証」を身につけるものとする。

(6) 伝染病発生時の対応

救護獣医師（参加馬の傷病の発生に対し、応急処置及び救急の治療に当たる県委員会が指定する獣医師（次に掲げる外来獣医師を除く。）をいう。以下「救護獣医師」という。）、外来獣医師（必要に応じて参加都道府県が帯同する獣医師をいう。）及びホースマネージャー（参加馬の管理に係る参加都道府県の責任者をいう。）は、参加馬に伝染病を疑う事例が発生した場合は、直ちに馬事衛生本部に通報するとともに、その指示に従う。

馬事衛生本部は、家畜伝染病予防法に基づき、鹿児島県知事に速やかに届け出るとともに、まん延の防止のために必要な措置を講じる。

(7) 隔離厩舎の設置

伝染病を発症（疑う事例も含む。）した参加馬を隔離するため、厩舎地区外に隔離厩舎を設置する。

4 参加馬の健康管理

(1) 健康検査

家畜防疫員は、参加馬が入厩する前及び退厩する前に、馬降所等で健康検査を実施する。

検査は、視診、聴診、打診及び触診等による一般検査とする。ただし、家畜防疫員が必要と認める時は、血液、尿等の特殊検査を行う。

(2) 健康観察

ホースマネージャーは、入厩期間（参加馬が厩舎に入厩している期間をいう。）中、毎日、管理する参加馬の健康観察及び体温測定を行い、異常の早期発見に努め

る。

異常が認められる場合には、救護獣医師又は外来獣医師に通報するとともに、家畜防疫員の指示に従う。

(3) 診療

参加馬の傷病発生等に対処するため、2020年10月4日（日）から2020年10月11日（日）までの間、厩舎地区に馬診療所を設置し、救護獣医師を配置する。

ア 診療時間

馬診療所の診療時間は、昼間及び夜間とする。

イ 診療費用

診療に要した費用は、参加都道府県の負担とし、馬診療所において支払うものとする。

ウ 移送

救護獣医師は、必要に応じて参加馬を獣医療機関へ移送する等適切な措置を講じるものとする。

なお、移送に要した費用は、参加都道府県の負担とする。

エ 実績の報告

救護獣医師は、診療業務の実績等を「診療簿」（様式1）、「診療日報」（様式2）及び「診療実績書」（様式3）により診療日翌朝までに馬事衛生本部長に報告する。

オ 外来獣医師による診療活動

外来獣医師は、入厩期間中に診療活動を行う場合には、診療前に「外来獣医師診療届」（様式4）を、診療後に「外来獣医師診療報告書」（様式5）を、馬事衛生本部長を経由して日本馬術連盟競技会規程に基づく獣医師団長（以下「獣医師団長」という。）に提出する。

(4) 装蹄

馬事衛生本部は、参加馬の落鉄等に対処するため、2020年10月4日（日）から2020年10月11日（日）までの間、厩舎地区に装蹄所を設置し、装蹄師を配置する。

ア 開所時間

装蹄所の開所時間は、昼間とする。

イ 装蹄費用

装蹄に要した費用は、参加都道府県の負担とし、装蹄所において支払うものとする。

ウ 実績の報告

装蹄師は、装蹄業務の実績等を「装蹄簿」（様式6）、「装蹄日報」（様式7）及び「装蹄実績書」（様式8）により、従事日の業務終了後、馬事衛生本部長に報告する。

エ 外来装蹄師による装蹄活動

外来装蹄師（必要に応じて参加都道府県が帯同する装蹄師をいう。）は、入厩期間中に装蹄活動をする場合には、装蹄前に「外来装蹄師装蹄届」（様式9）を、装蹄後に「外来装蹄師装蹄報告書」（様式10）を、馬事衛生本部長を経由して獣医師団長に提出する。

5 厩舎の管理

(1) 厩舎の使用期間等

ア 使用期間

厩舎の使用期間は、原則として2020年10月4日（日）の午前8時から2020年10月11日（日）の午後5時までとする。

イ 入厩及び退厩の日時

(ア) 入厩日時

入厩日は、2020年10月4日（日）から10月6日（火）までとする。

なお、2020年10月4日（日）及び2020年10月5日（月）は午前8時から午後5時までの間、2020年10月6日（火）は午前8時から正午までの間に入厩する。

(イ) 退厩日時

退厩日は、2020年10月7日（水）から2020年10月11日（日）とし、午前8時から午後5時までの間に退厩する。

(2) 入厩等の手続き

ア 手続

馬運送責任者（参加馬の輸送に係る参加都道府県の責任者をいう。以下同じ。）は、「入・退厩（変更）申込書」（様式11）及び「予防接種確認票」（様式12）を馬運車ごとに別葉にして、書留郵便又は宅急便により馬事衛生本部長を經由して市委員会に提出する。

なお、提出期日は、馬術競技参加申込書の提出期日とする。

また、入厩後に退厩日時を変更する場合は、馬事衛生本部に退厩の2日前までに申し込むものとする。

イ 入厩予定日時等の連絡

馬輸送責任者は、参加馬の輸送の出発に関し、入厩予定日時、輸送頭数及び車両番号等を、電話又はファクシミリにより馬事衛生本部に連絡する。

なお、連絡後に変更が生じた場合も同様とする。

(3) 衛生管理

馬事衛生本部は、厩舎等の施設を常に清潔に保つよう衛生上必要な措置を講じる。特に、汚物堆積場は衛生的に管理し、汚物を適正に処理する。

また、ホースマネージャーは、厩舎内外を清潔に保持し、衛生害虫の発生防止等に努める。

6 参加馬の輸送

参加馬の輸送は、馬運車を使用するものとし、参加都道府県の責任で行う。

なお、参加馬の輸送に要する費用は、参加都道府県の負担とする。

7 飼料及び敷料

(1) 飼料

参加馬の飼料は、参加都道府県が入厩時に持参するものとする。

なお、持参できない場合等は、事前に購入業者の斡旋を申し込むものとする。

(2) 敷料

敷料はオガ粉等とし、参加馬の入厩前に各馬房に配布し、不足が生じた場合は適宜支給する。

8 参加都道府県の責務

参加都道府県は、参加馬の輸送の出発に際し、参加馬の健康状態及び装蹄に十分配慮し、良好な状態で参加させるよう努める。

また、入厩期間中は、参加馬の健康管理、飼料、馬具等の保管及び厩舎内外の清潔の保持等について責任を持って行う。

9 県委員会と市委員会の業務分担等

県委員会及び市委員会は、馬事衛生に係る業務の分担及び経費の負担について、別途協議の上、定める。

10 その他

この要項に定めるもののほか、馬事衛生に必要な事項については、県委員会及び市委員会又は馬事衛生本部が、関係機関・団体等と協議の上、定める。

予防接種確認票（案）

太線囲み内を
ご記入ください

次の書類を裏面にホッチキス止めしてください

（1）「健康手帳」の以下のページの写し

- ① 表紙
- ② 馬インフルエンザ：基礎接種～最新まで全ての接種証明
- ③ 流行性脳炎（日本脳炎）：2020年度の接種証明

（2）「日本馬術連盟乗馬登録証」の表裏の写し

馬データ

県名		所有者住所	〒
馬名		所有者氏名	
登録番号		連絡先（TEL）	
国体参加歴		所属馬連	

↑ 直近の参加国体名を記入（例：〇〇国体）

流行性脳炎（日本脳炎）

接種状況	実施年月日			基準日
	（年）	（月）	（日）	
1回目				2020.5.1
2回目				

2020年5月1日以降に、
2週間以上2か月以内の間隔で
2回接種

馬インフルエンザ

接種状況	実施年月日			免疫種別
	（年）	（月）	（日）	
1回目				基礎接種
2回目				
2020年 1月1日 以降の 補強接種を 記入して ください				補強接種

	基礎接種	補強接種 （初回）	補強接種 （2回目～）
H20.3.31 以前	2週間以上 2か月以内 の間に2回	1年 以内	年1回
H20.4.1 以降	21日以上 2か月以内 の間に2回	7か月 以内	1年 以内

最終の 接種日	補強接種 の場合	2020年3月14日 から入厩8日前まで
		基礎接種 （2回目） の場合

燃ゆる感動かごしま国体馬事衛生対策実施要領

1 趣旨

この要領は、燃ゆる感動かごしま国体馬事衛生対策要項（以下「要項」という。）に基づき、馬術競技参加馬の防疫、健康管理等馬事衛生対策の実施に関し必要な事項を定める。

2 防疫対策

(1) 防疫対策に係る基準の周知

参加都道府県に対して、要項3(2)に定める基準（以下「防疫基準」という。）を周知する。

(2) 事前確認

ア 参加都道府県に対して、「予防接種確認票」（要項様式12号）の提出にあわせて、「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」（以下「健康手帳」という。）及び「日本馬術連盟乗馬登録証」（以下「登録証」という。）の写しを送付させるものとし、参加馬が防疫基準を満たしていることを事前に確認する。

イ 確認の結果、防疫基準を満たしていない場合は、基準を満たすよう参加都道府県に対して指導を行うものとする。

(3) 健康手帳等の確認及び馬体照合

ア 参加馬が会場に到着したときに受付所において「健康手帳」及び「登録証」の正本の提出を求め、事前に確認した写しと照合し、合致していることを確認する。

イ 参加馬の特徴を「登録証」の記載の特徴と照合し、合致していること確認する。

ウ 確認の結果、合致しない場合は、馬事衛生本部において対応を検討する。

(4) 消毒

ア 消毒は、厩舎、馬洗い場、汚物堆積場について参加馬の到着前5日以内に動力噴霧器を使用して行う。

イ 馬運車の消毒のため、馬降所の入場口付近に馬運車の消毒マット及び車両消毒所を設置し、馬運車が到着したとき及び退厩の際に馬運車が再入場するときに、消毒マット上を通過させ、車両消毒所において動力噴霧器を使用して車体及びタイヤの消毒を行う。

また、参加都道府県に対して馬運車で馬糞清掃に使用した器具等の消毒を指導する。

なお、汚物収集車両、飼料運搬車両等厩舎地区に出入りする関係車両も馬運車と同様の方法で消毒を行うものとする。

ウ 参加馬の消毒のため、厩舎地区の参加馬用の消毒マットを設置し、馬降所や競技会場と厩舎の間を移動する際に消毒マット上を歩行させることにより蹄底の消毒を行う。

エ 厩舎地区に立ち入る者の消毒のため、厩舎地区の出入口に踏込み消毒槽又は消毒マットを、厩舎の出入口に踏込み消毒槽又は消毒マット及び手指消毒薬を、手洗い場に手指消毒薬を設置し、靴底及び手指の消毒を行わせる。

(5) 病虫害の駆除

厩舎、汚物堆積場等において、病虫害が発生する恐れのある場合は、殺虫剤を散布する。

3 健康管理

(1) 健康検査

入厩時、馬体照合が終了した参加馬に対し、馬降所において健康検査を行う。

また、退厩日当日に厩舎において健康検査を行う。

(2) 健康観察

毎日、厩舎内を巡回し、ホースマネージャーが行った参加馬の健康観察及び体温測定の結果と当該馬の臨床状況を確認する。

また、必要に応じてホースマネージャーに対して健康管理の指導を行う。

(3) 異常が認められる場合の対応

健康検査及び健康観察で異常が認められる場合は、馬事衛生本部に報告の上、救護獣医師による診察、隔離厩舎への移動、伝染性疾患に係る検査の実施等必要な措置を講じる。

(4) 馬診療

ア 馬診療所には、診療時間中、原則として救護獣医師2人を馬診療所に常駐させる。

また、診療時間外は、連絡体制を整備のうえ、会場近隣に宿泊所を確保し、救護獣医師1人を待機させる。

イ 救護獣医師は、参加都道府県の依頼により、参加馬に発生した疾患に対して応急手当及び緊急処置を行う。

なお、加療馬の競技への参加の適正に疑義があると判断したときは、馬事衛生本部に報告するほか、伝染性疾病が疑われる場合は、隔離厩舎への移動、伝染性疾患に係る検査の実施等必要な措置を講じる。

また、加療馬の管理責任者が安楽死処置を依頼し、獣医師団の判定に基づき競技運営委員長が安楽死処置を認めた場合は、安楽死処置を行う。

競技実施中に事故馬が発生した場合の対応は、別に定める。

ウ 馬事衛生本部は救護獣医師の業務を補佐する職員を配置し、その職員は馬診療所と馬事衛生本部、獣医師団、装蹄師等との連絡調整を行う。

エ 馬診療所に配備する医療機器、医薬品等は、鹿児島県獣医師会及び救護獣医師と協議の上、定める。

(5) 装蹄

ア 装蹄所には、開所時間中、原則として装蹄師2人（次に定める出張所に待機する装蹄師を含む。）を常駐させる。

また、競技実施中は、待機馬場へ急行できる場所に出張所を設置し、装蹄師1

人を待機させる。

イ 装蹄師は、参加都道府県の依頼により、参加馬の落鉄に対する応急処置及び蹄鉄の深層、クランポン加工、パット等の装着、特殊蹄鉄等の装蹄業務を行う。

ウ 馬事衛生本部は装蹄師の業務を補佐する職員を配置し、その職員は装蹄所と馬事衛生本部、獣医師団、救護獣医師等との連絡調整を行う。

エ 装蹄所に配備する装蹄用具、消耗品等は、鹿児島県馬術連盟及び装蹄師と協議の上、定める。

4 入・退厩の調整

(1) 入・退厩計画の作成

参加都道府県から提出された「入・退厩（変更）申込書」（要項様式11号）に基づき、参加馬の入・退厩計画を作成する。

なお、必要に応じて、参加都道府県と入厩予定時刻等の調整を行う。

(2) 入・退厩時の連絡調整

馬輸送責任者から参加馬の輸送の出発時に入厩予定日時、輸送頭数、車両番号等の連絡を受け、入・退厩計画と照合する。

退厩時は、馬輸送責任者と退厩時刻を調整し、退厩に伴って必要となる参加都道府県の手続き等の完了を確認する。

5 飼料及び敷料

(1) 飼料

飼料は、参加都道府県に対し、事前に飼料の購入の斡旋の要否を確認し、斡旋を必要とする場合、購入する飼料の種類及び数量を照会し、取りまとめの上、販売業者に配送を依頼する。

配送された飼料は、それぞれの入厩時に配布する。

(2) 敷料

敷料は、大会期間中に必要と見込まれる量を注文し、入厩前に各馬房に敷き込むものとする。

入厩前の敷込みに使用したもの以外の敷料は、大会期間中、参加都道府県が使用できるよう敷料庫に保管する。